

外注整備共通仕様書  
(市販型車両)

航空自衛隊根室分屯基地

# 共通仕様書目次

- 1 総則
  - 1. 1 適用範囲
  - 1. 2 用語の定義
  - 1. 3 関連文書
- 2 役務に関する要求事項
  - 2. 1 一般
  - 2. 2 整備作業の種類
  - 2. 3 作業内容
  - 2. 4 部品及び材料
  - 2. 5 機能及び性能
  - 2. 6 作業の中止
- 3 品質保証
  - 3. 1 計測器及び試験装置
  - 3. 2 品質保証資料
  - 3. 3 監督及び検査
- 4 その他の指示
  - 4. 1 付属品及び予備品
  - 4. 2 提出書類
  - 4. 3 安全管理
  - 4. 4 環境対策
  - 4. 5 補給手続き
  - 4. 6 保証
  - 4. 7 技術協力
  - 4. 8 不具合等の処置
  - 4. 9 仕様書の疑義
- 別表第1 車両用特定品目一覧表
- 別表第2 優良部品一覧表
- 別冊 車両等検査手順
- 別紙様式第1 修理内訳書
- 別紙様式第2 車両作業用紙（一般車両）
- 別紙様式第3 車両作業用紙（施設、荷役、その他の車両）
- 別紙様式第4 検査機器等による検査
- 別紙様式第5 定期点検整備記録簿
- 別紙様式第6 必要部品及び修理要領明細書
- 別紙様式第7 官給部品使用明細書
- 別紙様式第8 材料使用明細書
- 別紙様式第9 修理不能品発生（見込）報告書
- 別紙様式第10 車両等員数表

航空自衛隊仕様書

仕様書の種類	内容による分類	装備品等仕様書	
	性質による分類	個別仕様書	
物品番号			仕様書番号
品名 又は 件名	外注整備共通仕様書  (市販型車両)	26警LPS-V23041	
		承認	令和 2年 5月 1日
		作成	令和 2年 2月 28日
		改正	令和 年 月 日
			令和 年 月 日
作成部 隊等名	第26警戒隊		

1. 総則

1.1 適用範囲

- (1) この仕様書は、根室分屯基地が行う市販型車両（以下「車両等」という。）の外注整備について、契約相手方が実施する共通事項について規定する。
- (2) この仕様書に規定する内容と個別仕様書に規定する内容が相違する場合は、個別仕様書を優先する

1.2 用語の定義

この仕様書及びこの仕様書を適用する個別仕様書において用いる用語の定義は次による。

- (1) 個別T O等 個別T O等とは、次に示すものをいう。
  - (a) 当該車両に適用する技術指令書（J. T. O）
  - (b) 製造会社取扱説明書等（製造会社が車両等の整備を目的として作成した取扱説明書、修理書、オーバーホール指令、整備基準、整備指導書、部品目録及び図画等で、整備作業の基準となるものをいう。）
- (2) 車両等 車両等とは、航空自衛隊車両等整備基準（J. T. O 00-10-9）の第1-2表に示す車両及びその構成品、部品、付属品及び予備品をいう。
- (3) 修理不能 修理不能とは、個別仕様書に特に規定がない限り、修理に必要な部品材料費（官給品を含む。）及び役務費を含む総費用が新品取得価格の65%以上となる場合
- (4) 契約担当官等 契約担当官等とは、千歳基地第2航空団会計隊長又は契約担当官代理をいう。
- (5) 監督 監督とは、監督官が契約の履行中において、部品等の品質、行程の管理及びその他必要な事項について契約上の要求事項に適合するか否かを確認するため、立会及び指示等を行うことをいう。
- (6) 検査 検査とは、装備品の品質及び数量等が当該契約の要求事項に適合するか否かを確認し合格又は不合格の判定を行うことをいう。

1.3 関連文書

仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなくすものであり、入札書又は、見積書の提出時における最新版とする。

### 1. 3. 1 引用文書

#### (1) 法令等

環境基本法（平成5年法律第91号）  
大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）  
水質汚染防止法（昭和45年法律第138号）  
道路運送車両法（昭和26年法律第185号）  
道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）  
道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）  
自動車点検基準（昭和26年運輸省令第70号）  
自動車の点検及び整備に関する手引（昭和58年運輸省告知第123号）  
自衛隊の使用する自動車に関する訓令（昭和45年防衛庁訓令第1号）  
航空自衛隊装備品等整備規則（昭和46年航空自衛隊達第10号）  
航空自衛隊調達規則（JAFR124）  
航空自衛隊物品管理補給手続（JAFR125）  
優良自動車部品の採用について（空幕調達第275号40.11.8）

#### (2) 技術指令書

航空自衛隊装備品等共通整備基準（J. T. O 00-10-1）  
航空自衛隊車両等整備基準（J. T. O 00-10-9）  
車両等の塗装及び標識（J. T. O 36-1-3）  
車両等検査要項（J. T. O 36-1-6）  
車両等の防錆処置要領（J. T. O 36-1-52）  
個別TO等

## 2. 役務に関する要求事項

### 2. 1 一般

整備作業は、次の各号に示す要求事項を満足するものとし、整備作業の実施に際しては、車両等の特性、状態を考慮し、整備資源及び整備工数等を経済的かつ効率的に使用して作業を実施しなければならない。

### 2. 2 整備作業の種類

契約相手方の行う整備作業の種類は、次の示すもののうちから個別仕様書で指定する。

#### 2. 2. 1 定期検査 定期検査は、航空自衛隊車両等整備基準（J. T. O 00-10-9）に定める



I検査又はM検査を次の工程に従い実施するものとする。なお、保安検査時期においては、修理内訳書（別紙様式第1-1、及び1-2）で規定された場合、保安確認検査も合わせて実施するものとする。ただし、(2)「分解検査」及び(3)「修理等」の作業については、定期検査で分解を要求される部位を除き、自衛隊の使用する自動車に関する訓令の保安基準に適合しない状態（おそれがある場合を含む。）にあると認められる場合は、その状態を監督官に報告し指示を得るものとする。

- (1) 定期検査
- (2) 分解検査（保安確認検査）
- (3) 修理等

2. 2. 2 定期点検 定期点検は、道路運送車両法第48条に基づく定期点検（3ヶ月、12ヶ月、24ヶ月）を次の工程に従い実施するものとする。なお、12ヶ月、24ヶ月については、修理内訳書（別紙様式第1-1、及び1-2）で規定された場合、保安確認検査も合わせて実施するものとする。ただし、(2)「分解検査」及び(3)「修理等」の作業については、定期点検で分解を要求される部位を除き、道路運送車両法の保安基準に適合しない状態（おそれがある場合を含む。）にあると認められる場合は、その状態を監督官に報告し指示を得るものとする。

- (1) 定期点検
- (2) 分解検査（保安確認検査）
- (3) 修理等

2. 2. 3 その他の整備 その他の整備は、定期検査及び定期点検時において2. 2. 1「定期検査」及び2. 2. 2「定期点検」に示された作業以外で、個別仕様書又は、修理内訳書（別紙様式第1-1、及び1-2）で規定した作業を実施するものとする。

2. 2. 4 計画外整備 計画外整備は、2. 2. 1「定期検査」及び2. 2. 2「定期点検」以外の整備で個別仕様書又は修理内訳書（別紙様式第1-1、及び1-2）で規定した作業を実施するものとする。

## 2. 3 作業内容

各工程の作業は、個別仕様書又は、修理内訳書（別紙様式第1-1、及び1-2）で特に規定するほか、次により実施しなければならない。

2. 3. 1 定期検査 定期検査は、航空自衛隊車両等整備基準（J. T. O 00-10-9）に定めるI検査又はM検査について、車両等検査要項（J. T. O 36-1-6）に定める車両等検査手順（別冊）に従い、個別仕様書に引用する個別TO等に定める整備基準に基づき、目視点検、機能点検又は計測等の作業を行い、車両等が規定の性能を発揮するのに必要な作業の要否を確認（定期検査に必要な一部分解を含む。）するとともに、結果を航空自衛隊車両等整備基準（J. T. O 00-10-9）に定める車両作業用紙（別紙様式第2又は3）に記録するものとする。なお、保安検査時については、検査機器等によ

る検査（別紙様式第4）にも、記録するものとする。

2. 3. 2 定期点検 定期点検は、自動車点検基準及び自動車の点検及び整備に関する手引きに基づき、目視点検、機能点検又は計測等の作業を行い、車両等が規定の性能を発揮するのに必要な作業の要否を確認（定期点検に必要な一部分解を含む。）するとともに結果を自動車点検基準に定められた定期点検整備記録簿（別紙様式第5）に記録する。

2. 3. 3 分解検査 分解検査は、定期検査又は定期点検の結果、判明した要修理箇所を検査するため必要な単位に分解する。また、分解した部品は個別仕様書に引用する個別T O等に定める整備基準に基づき、目視点検、機能点検又は計測等の作業を行い車両等が規定の性能を発揮するのに必要な修理方法及び交換を要する構成部品、部品及び材料（以下部品等という。）を判定する。なお、個別仕様書で示す以外に、整備作業が必要な場合は、その結果を必要部品及び修理要領明細書（別紙様式第6-1、6-2）又は、必要部品及び修理要領明細書と同等の内容を確認にできる契約相手方が定めた書類に記録し、契約担当官に提出するものとする。なお、分解した部品等は交換を要する部品等を除き、必要な清浄度を保持するための処置を行う。

2. 3. 4 修理等 修理等は、2. 3. 3「分解検査」の判定に基づき、要修理箇所を車両等が規定の性能を発揮するよう修復するため、次の作業を行う。

(1) 交換 交換は、2. 3. 3「分解検査」で交換を要すると判定された部品等を2. 4「部品及び材料」により交換する。交換した部品等は、次の書類に記録するものとする。

(a) 官給品の場合：官給部品使用明細書（別紙様式第7-1、7-2）

(b) 会社準備の場合：材料使用明細書（別紙様式第8-1、8-2）又は、材料を明確にする契約相手方が定めた書類

(2) 加工 加工は、要修理部位を交換することなく、要修理品の状態、特性に応じ最も適した方法で行う。

(3) 組立及び調整 組立及び調整は、2. 3. 3「分解検査」で使用可能品と判定されたもの、又は2. 3. 4.(1)「交換」及び(2)「加工」により修復した部品等を、車両等が規定の性能を得るために適正な手順及び方法により組み立てを行い、必要に応じて各部を調整する。

(4) 潤滑 潤滑は、個別仕様書で特に規定する場合を除き、車両等の必要な部位又は部品等に必要な潤滑効果を得るため、適合した油脂を選定（官給品を除く。）のうえ適正量を給油する。

2. 3. 5 塗装等

(1) 防錆、塗装及び標識 塗装及び標識は、個別仕様書で特に指定する場合を除き、車両等の塗装及び標識及び車両等の防錆処置要領に基づき実施するものとする。実施にあたっては、極力部分塗装とし、全面塗装を実施する場合は、契約担当官等の指示を受けるものとする。

(2) 塗色 塗色は、車両等の塗装及び標識による。ただし、部分塗色を実施する場合には、周辺の塗色



に極力一致させるものとする。

#### 2. 4 部品及び材料

- (1) 整備作業に必要な部品・材料は、個別仕様書又は修理内訳書で規定した官給品を視き、車両等用特定品目一覧表（別表第1）に記載されている品目を除き、契約相手方において準備する。
- (2) 使用する部品及び材料の規格は、原則として製造会社の純正部品、優良部品（別表第2）及び日本産業規格（JIS）とする。
- (3) 契約相手方は官給部品等について不具合を発見した場合は、速やかに監督官に報告する。
- (4) 整備作業において、修理不能品（組部品）が発生し、これの使用可能な部位等が他の組部品の修理等に流用することが可能な場合は、これらの部品を活用し、修理費節減を図るものとする。ただし、流用は同一契約の範囲とする。

#### 2. 5 機能及び性能

車両等の整備後の機能及び性能は、個別仕様書に特に規定がある場合を除き、次に示す基準に適合しなければならない。

- (1) 自衛隊の使用する自動車に関する訓令に定める保安基準又は道路運送車両法の保安基準及び自動車点検基準
- (2) 個別TO等に示す整備基準

#### 2. 6 作業の中止

次に示す場合は、作業を一時中止し、監督官の指示を受けるものとする。

- (1) 整備作業中、当該車両等が修理不能に該当すると判明した場合は、修理不能品発生（見込）報告書（別紙様式第9）を作成し、監督官に提出するものとする。
- (2) 整備作業中、仕様書又は修理内訳書で規定した以外の要修理箇所を発見した場合
- (3) 当該車両等を修復するため、仕様書で規定した以外の整備作業中の必要がある場合

### 3. 品質保証

#### 3. 1 計測器及び試験装置

車両等が要求事項に合致していることを確認するために計測器及び試験装置は、関連法の規定に適合したものでなければならない。

#### 3. 2 品質保証資料

契約相手方は、2. 3「作業内容」及び2. 5「機能及び性能」により作成した結果等を品質保証資料として官に提出するものとする。また、これらの写しを契約が完了した会計年度の4月1日から5年間保管し、いつでも参照できる状態にしておかななければならない。

## 3. 3 監督及び検査

外注整備に係る監督及び検査は、契約担当官等の定める監督及び検査実施要領により実施するものとする。また、検査結果不合格の場合は、遅滞なく再整備を実施し検査を受けるものとする。

## 4 その他の指示

## 4. 1 付属品及び予備品

付属品及び予備品の整備は、個別仕様書で特に規定した場合を除き原則として整備の対象外とする。なお、車両等員数表（別紙様式第10）により実施するものとする。

## 4. 2 提出書類

契約相手方は、次の書類を提出しなければならない。

- 1 車両作業用紙（別紙様式第2又は3）、検査機器等による検査（別紙様式第4）
- 2 定期点検整備記録簿（別紙様式第5）
- 3 必要部品及び修理要領明細書（別紙様式第6-1及び6-2）
- 4 官給部品使用明細書（別紙様式第7-1、7-2）
- 5 材料使用明細書（別紙様式第8-1、8-2）又は使用材料に係る契約相手方の定めた書類
- 6 修理不能品発生（見込）報告書（別紙様式第9）
- 7 車両等員数表（別紙様式第10）
- 8 その他契約担当官等が指示するもの。

## 4. 3 安全管理

契約相手方は、各種試験の実施、危険物及び高圧ガスの製造取扱、その他事故を起こしやすい作業について法令に係るものは当該法令、その他のものは規格等（契約相手方が必要により定めた基準等を含む。）に基づき、適切な安全管理を実施しなければならない。

## 4. 4 環境対策

契約相手方は、契約事項を履行するにあたり、環境基本法及び国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（環境物品等の調達の推進に関する基本方針）等に基づき可能な限り環境対策を実施しなければならない。ただし、契約の適正な履行を確保できない等、不具合が生じた場合は監督官と調整するものとする。

## 4. 5 補給手続き

補給の手続きについては、個別仕様書で特に規定した場合を除き、次による。

- (1) 車両等の搬入及び搬出、車両等の履行場所への搬入及び搬出は、個別仕様書で特に規定する場合を除き、官側において実施する。ただし、履行場所が根室分屯基地正門より往復30km以上の場合は



、契約相手方の責任において実施するものとする。

(2) 官給品の請求手続 官給品の補給手続き及び官給品の引き渡しについては、監督官の指示による。

(3) 旧部品の返納処置 交換した旧部品は、完成納入時に官側に返納するものとする。

#### 4. 6 保証

契約相手方は、次に示す保証を行わなければならない。

(1) 車両等の搬入及び搬出が契約相手方の責任において実施される場合、契約相手方は自動車保険（自動車損害賠償責任保険及び対人賠償責任保険）に加入する等、保証に必要な措置を講じなければならない。

(2) 車両等の搬入後から搬出時までの一切の保管責任は、契約相手方の責任とする。

(3) 契約履行中における契約相手方の過失、その他に生じた損害は、すべて契約相手方の負担とする。

(4) 整備作業が終了し当該車両の受け渡し後、次期検査又は次期点検整備までの期間において機能不良、損害等が発生し、その原因が契約相手方の欠陥に基づくものである場合、契約相手方は無償で再修理の責めを負うものとする。なお、この判定は両者の協議により決定する。

#### 4. 7 技術協力

契約相手方は、次に示す場合には、官に技術等の協力をしなければならない。

(1) 不具合（異状報告）に関する原因、対策及び処置に関して官から依頼された場合

(2) 官から技術的事項に関する資料等の提出時の要求があった場合

#### 4. 8 不具合等の処置

契約相手方は、車両等に不具合等が発生した場合は、速やかに監督官に報告するものとする。

#### 4. 9 仕様書の疑義

契約相手方は、この仕様書について疑義を生じた場合は、監督官を通じて契約担当官に申し出て協議するものとする。

車両等特定品目一覧表

区分	項目 番号	品 目	車両等の区分				
			一般車両		施設 車両	荷役 車両	その 他
			大型車 小型車	中型車 大型車			
エンジン・ 車体装置	1	エンジン・アッセンブリ	○	○	○	○	○
	2	クラッチ・アッセンブリ		○	○	○	○
	3	インジェクト・ポンプ・アッセンブリ	○	○	○	○	○
	4	スーパー・チャージャー・アッセンブリ			○	○	○
	5	ラジエーター・アッセンブリ		○	○	○	○
	6	ゼネレーター・アッセンブリ		○	○	○	○
	7	スターター・アッセンブリ		○	○	○	○
	8	トランスミッション・アッセンブリ	○	○	○	○	○
	9	トルク・コンバータ・アッセンブリ	○	○	○	○	○
	10	トランスファ・アッセンブリ	○	○	○	○	○
	11	アクスル・アッセンブリ	○	○	○	○	○
	12	フレーム・アッセンブリ	○	○	○	○	○
	13	スプリング・アッセンブリ		○	○	○	○
	14	キャブ・アッセンブリ	○	○	○	○	○
	15	ボディ・アッセンブリ	○	○	○	○	○
	16	ドア・アッセンブリ		○	○	○	○
ウインチ装 置	1	ウインチ・アッセンブリ		○	○	○	
	2	パワーテークオフ・アッセンブリ		○	○	○	
ダンブ装置	1	ホイスト・アッセンブリ			○		
	2	ホイストポンプ・アッセンブリ			○		

注：(1) 車両の区分に対応する車種は航空自衛隊車両等整備基準（J. T. 000-10-9）の第1-1表に示すところによる。

(2) 「車両等の区分」欄中の各欄において、○印を付した欄に該当する車両等を使用する該当○印を付した行の「品目」欄が、「車両等特定品目」である。

優良自動車部品一覧表

空幕調達第275号(40.11.8)

番号	品名	指 定 銘 柄	備 考
1	ファンベルト	三ツ星ゴム 横浜ゴム 東海ゴム プリジストンタイヤ 阪東調査ゴム 純正各社 高砂ゴム	
2	スパークプラグ	日本特殊陶業 日立製作所 日本電装 純正各社	
3	ランプ	小糸電気 生井工業 市川製作所 鈴木用品 山口部品 井上化学 大同用品 スタンレー電気 ライフ電気 東芝電気 純正各社	
4	ミラー	同 上	
5	ライト	小糸電気 生井工業 市川製作所 市金製作所 鈴木用品 白光舎 大同用品 純正各社	
6	ワイパー	朝日製作所 田中計測 三ツ葉電気 マルエス製作所 生井工業 自動車電気 純正部品	
7	ホーン	今仙電気 丸八電気 三ツ葉電気 宮本警報器 日本電装 純正部品	
8	方向指示器	アポロ工業 新日邦 純正各社	
9	ボール ローラベアリング (専用ベアリングを除く)	日本精工 東洋ベアリング 光洋精工 不二越鋼材 東京ベアリング 大阪ベアリング 純正各社	
10	ガラス	旭ガラス 日本板ガラス 石塚特殊ガラス 藤原工業(株)(株) 藤原工業所 セントラル硝子 純正各社	
11	ライニング (同リベットを含む)	東京石綿 曙ブレーキ工業 日清紡績 朝日石綿 三好石綿 久我石綿 日本アスベスト 日伸製作所 日本ブレーキライニング 純正各社	ふそう 日野 日産ディーゼルの除く
12	フェーシング	東京石綿 曙ブレーキ工業 日清紡績 朝日石綿 三好石綿 久我石綿 日本アスベスト 日伸製作所 純正各社	同 上
13	エキゾーストパイプ	糸橋板鉄工所 宝栄工業 曙機械 神谷プレス 東京シャリング 純正部品	同 上
14	マフラー	糸橋板鉄工所 宝栄工業 大栄鉄鋼所 曙機械 神谷プレス 東京シャリング 市川金属工業 純正各社	同 上
15	コイル	日本電装 特殊変圧器 日立製作所 阪伸変圧器 純正各社	トヨタ いすゞ ふそう 日野 日産ディーゼルの除く
16	エレメント	東洋エレメント 東京濾過 土屋製作所 国産機器 日本濾過器 日本化工 ピーコックエレメント 山信工業 星高工業 純正部品	紙製の燃料オイルエア・フィルタのみ。 ただし、いすゞ010-1240-001 (注目番号G2001-0112-006) ふそう 日野 日産ディーゼルの除く



## 一般車両検査手順

一般車両並びに消防車両、給油車両、施設、荷役、その他の車両等において一般車両と共通部分についての定期検査手順は、次に述べる整備手順表を基準として実施する。

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		F I	F M	
か じ 取 り 装 置	1. ハンドルの操作具合		○	次の点検を実施する。 (1) 一定車速で平坦な路面を直進中、ハンドルが振れることがないか、また、左右に取られることがないか。 (2) 走行中にハンドルを操作したとき、操作が異常に重くないか、また、戻りがよいか。 (3) ハンドルを上下、左右、軸方向に動かしたときにがたがないか、また、ハンドルを直進位置から左右に回したときの遊びの量が適当であるか。
	2. ステアリング・ギヤ・ボックスのオイル漏れ		○	リフト・アップなどの状態で、ギヤ・ボックス各部からのオイル漏れがないかを目視などにより点検する。
	3. ステアリング・ギヤ・ボックスの取付けの緩み		○	リフト・アップなどの状態で、ギヤ・ボックスとフレームとの取付けに緩みがないかをスパナなどにより点検する。
	4. ステアリング・ロッド・アーム類の緩み、がた、損傷	○	○	リフト・アップなどの状態で、ロッド、アーム類について可動部を操舵力の伝わる方向に手で揺するなどして次の点検を実施する。 (1) 連結部にかたがないか。 (2) 取り付け部に緩みがないか。 (3) 曲がりや損傷がないか。 (4) 割ピンが欠損していないか。
	5. ボール・ジョイント・ダスト・ブーツの亀裂、損傷		○	リフト・アップなどの状態で、ロッド、アーム類のボール・ジョイントのダスト・ブーツに亀裂や損傷がないかを目視などにより点検する。
	6. ステアリング・ナックルの連結部のがた	○	○	リフト・アップなどの状態で、補助者にブレーキ・ペダルを踏ませ、タイヤに手を掛けて動かし、キング・ピン又はボール・ジョイントにかたがないかを点検する。
	7. ホイール・アライメント		○	ホイール・アライメント・テスト(又は、キャンバ・キャスト・キングピン・ゲージ、ターニング・ラジラス・ゲージ、トーイン・ゲージ)を用いて、キャンバ、キャスト、トーイン(及びキング・ピンの傾斜角度)が規定の範囲にあるかを点検する。(タイヤの異状摩耗、ハンドルの振れ、車体の傾きなどの異状が認められない場合は、サイド・スリップ・テストにより点検してもよい。)
	8. パワー・ステアリングのベルトの緩みと損傷	○	○	(1) 定められたプーリ間のベルト中央部を手(10kgf)で押したとき、たわみ量が規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検する。 (2) ベルト全周にわたって著しい摩耗や損傷、亀裂がないかを目視などにより点検する。
	9. パワー・ステアリング装置のオイル漏れ、オイル量	○	○	(1) リフト・アップなどの状態で、次の点検を実施する。 ア ギヤ・ボックス、オイル・ポンプ、ホース、パイプ、接続部などからのオイル漏れがないか。 イ ホースの劣化によるふくらみや損傷、亀裂などがないか。



点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		F I	F M	
		○	○	(2) エンジン稼働状態でハンドル操作を行い、油温を上げた後リザーバ・タンクのオイル量を点検する。(車両によっては、冷間時エンジン停止状態で点検する車両もあるので注意。)
	10. パワー・ステアリング装置の取付の緩み		○	リフト・アップの状態、スパナなどにより、次の点検を実施する。 (1) オイル・ポンプ及びギヤ・ボックスの取付部に緩みがないか。 (2) ホース及びパイプの接続部に緩みがないか。
Ⅱ 制 動 装 置	1. ブレーキ・ペダルを踏み込んだときの床板とのすき間	○	○	エンジンをかけた状態でブレーキ・ペダルを強く踏み込んで、ペダルと床板とのすき間が規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検する。また、踏みこたえから、エアの漏入がないかを点検する。
	2. ブレーキのきき具合	○	○	(1) 乾燥した路面を走行してブレーキ・ペダルを踏み込んだとき、踏力に応じた制動力が得られ、進行方向にまっすぐに止まることができるかを点検する。 ブレーキ・テストで点検する場合は、左右前後輪の制動力の総和及び左右差が規定値にあるかを点検する。
	3. パーキング・ブレーキ・レバーの引きしろ	○	○	(1) パーキング・ブレーキ・レバー(ペダル)を規定の力で操作したとき、引きしろ(踏みしろ)が、規定のノッチ数(ラチェットがかみ込む音で確認)の範囲にあるか、また、開放時に走行位置に保持されるかを点検する。 (2) ホイールパーク式(空気式車輪制動型)にあっては、エンジンをかけて規定の空気圧の状態、レバーを駐車位置まで引いたとき、引っかかりなどの異状がなく、空気の排出音が聞こえること。また、駐車位置及び走行位置にそれぞれレバーが保持されるかを点検する。
	4. パーキング・ブレーキのきき具合	○	○	(1) 乾燥した急坂(5分の1(20%)勾配)の路面で、停止状態が保持できるかを点検する。 (2) ブレーキ・テストで点検する場合は、制動力が規定値以上あるかを点検する。ただし、ホイールパーク式(空気式車輪制動型)にあっては、エンジンをかけて規定の空気圧の状態にして、レバーを駐車位置(またはテストポジション)まで引き点検する。
	5. ブレーキ・ホース及びパイプの漏れ、損傷、取付状態	○	○	(1) リフト・アップなどの状態で、次の点検を実施する ア ホース、パイプ、接続部に液漏れや損傷がないかを目視などにより点検する。 イ 走行中の振動やハンドル操作などによりパイプ、ホースが車体その他の部分と接触のおそれがないかを目視などにより点検する。 ウ ホースに劣化によるふくらみや亀裂、損傷がないかを目視などにより点検する。 エ 接続部、クランプに緩みなどがいないかをスパナなどにより点検する。 (2) エア・ブレーキにあっては、リフト・アップなどの状態で、ホース、パイプの接続部に石けん水などを塗ってエア漏れがないかを目視などにより点検する。又は、エンジンを始動させ、タンク内圧力が規定値に達したときエンジンを停止させ、圧力計により空気圧の保持状態からエア漏れがないかを点検する。

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		F I	F M	
	6. リザーバ・タンクの液量	○	○	(1) リザーバ・タンクの液量が規定の範囲(MAX~MINなど)にあるかを点検する。  (2) リザーバ・タンク周辺から液漏れがないかを目視などにより点検する。また、通気孔のある場合には、通気孔の詰まりを目視などにより点検する。
	7. ブレーキ・マスタ・シリンダの機能、摩耗、損傷		○	マスタ・シリンダに損傷や液漏れがないかを目視などにより点検する。
	8. ブレーキ・ホイール・シリンダの機能、摩耗、損傷		○	リフト・アップなどの状態で、ブレーキ・ドラムを取り外し、ホイール・シリンダ(シリンダ・ブーツ内を含む。)に損傷や液漏れがないかを目視などにより点検する。
	9. ブレーキ・ディスク・キャリパの機能、摩耗、損傷		○	リフト・アップなどの状態で、ホイールを取り外し、ディスク・キャリパに損傷や液漏れがないかを目視などにより点検する。
	10. ブレーキ・チャンパ・ロッドのストローク	○	○	規定の空気圧の状態で、補助者にブレーキ・ペダルをいっぱい踏み込ませ、ロッドのストロークが規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検する。
	11. ブレーキ・チャンパの機能		○	(1) 規定の空気圧の状態で、補助者にブレーキ・ペダルをいっぱい踏み込ませ、チャンパのクランプ回りに石けん水などを塗ってエア漏れがないかを目視などにより点検する。 (2) ペダルを戻したときのチャンパ・ロッドの戻りに異状がないかを目視などにより点検する
	12. ブレーキ・バルブ、クイック・リリース・バルブ、リレー・バルブの機能		○	(1) 規定の空気圧の状態で、補助者にブレーキ・ペダルをいっぱい踏み込ませ、ブレーキ・バルブ、クイック・リリース・バルブ、リレー・バルブからエア漏れがないかを音により点検する。また、ペダルを戻したとき、各バルブからのエアの排出に異状がないかを音により点検する。 (2) ブレーキ・バルブにあっては、エアの吐出側に圧力計を取り付け、規定の空気圧の状態で、補助者にブレーキ・ペダルをいっぱい踏み込ませ、圧力計がエア・タンク内の圧力と同じ圧力であるかを点検する。又は、分解して、バルブ、ピストン、バルブ・スプリング、ゴム部品などに損傷やへたり、劣化がないかを目視などにより点検する。 (3) リレー・バルブにあっては、入口側と出口側に圧力計を取り付け、規定の空気圧の状態で、補助者にブレーキ・ペダルを踏み込ませ、入口側と出口側の圧力差が規定の範囲にあるかを点検する。又は、分解して、バルブ、ピストン、ダイヤフラム、スプリング、ゴム部品などに損傷やへたり、劣化がないかを目視などにより点検する。
	13. ブレーキ倍力装置のエアークリーナの詰まり		○	分離型真空倍力式にあっては、エレメントを取り出し、汚れによる詰まり、損傷がないかを目視などにより点検する。



検査項目	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		F	FM	
14. フリーキ借力装置の機能		○		<p>(1) エンジン停止状態で、フリーキ・バルブを数回回動させ、次にフリーキ・バルブを強く踏み込んだままエンジンを始動し、真空圧又は空気圧が規定値に達したとき、フリーキ・バルブと床板とのすき間が減少するかを点検する。</p> <p>(2) エンジンを停止させ、真空圧又は空気圧が大気圧になるまでフリーキ・バルブを普通に踏み込んだとき、1回より2回目、3回目と踏み込みにしたがってフリーキ・バルブと床板とのすき間が増大するかを点検する。</p> <p>(3) 必要がある場合には次の点検を実施する。</p> <p>ア 油圧計などの予圧を使用し、油圧の低下及び発生油圧などが、規定の範囲にあるかを点検する。</p> <p>イ 真空計又は圧力計などの予圧を使用し、圧力の低下などが範囲にあるかを点検する。</p> <p>ウ 真空計又は圧力計などの予圧を使用し、チェック・バルブ及びリリー・バルブの機能を点検する。</p> <p>また、分解して、チェック・バルブ、リリー・バルブ、ダイヤフラム、ピストン・カウプなどのゴム部品に指紋、劣化がないかを確認することにより機能を点検する。</p>
15. フリーキ・カムの座耗		○		<p>リフト・アウツなどの状態で、フリーキ・フロムを取り外し、カムに座耗や指紋がないかを目視などにより点検する。</p>
16. フリーキ・フロムとライニツクとのすき間		○	○	<p>(1) 自動調整方式 リフト・アウツなどの状態で、フリーキ・バルブ又はバークソク・フリーキ・リバーを数回操作し、フリーキ・シューを安定させた後、ダイヤクを手で回したとき、引きすき間がないかを点検する。</p> <p>(2) 手動調整方式 リフト・アウツなどの状態で、フリーキ・バルブ又はバークソク・フリーキ・リバーを数回操作し、フリーキ・シューを安定させた後、ダイヤクを手で回したとき、引きすき間がないかを点検する。</p> <p>リフト・アウツなどの状態で、フリーキ・バルブ又はバークソク・フリーキ・リバーを数回操作し、フリーキ・シューを安定させた後、点検孔のあるものはライニツク・アウツにより、また、点検孔のないものはライニツク・アウツにより、すき間を点検する。(フロムが駐車アウツとしてのみ使用される車両等については、駐車アウツキ機構に異状がなければ、この点検を省略することができる。)</p>
17. フリーキ・シューの超動部及びライニツク座耗		○	○	<p>リフト・アウツなどの状態で、フリーキ・フロムを取り外し、次の点検を実施する。</p> <p>(1) ライニツクに異状な座耗や指紋、剥離がないかを目視などにより点検する。</p> <p>(2) ライニツクの厚みをダイヤクなどにより点検する。</p> <p>(3) リハット、ボルトに腐食がないかを点検する。</p>
18. フリーキ・フロムの座耗と指紋		○		<p>リフト・アウツなどの状態で、フリーキ・フロムを取り外し、フロムの内側に異状な座耗、亀裂、指紋などがないかを目視などにより点検する。(フロムが駐車アウツとしてのみ使用される車両等については、駐車アウツキ機構に異状がなければ、この点検を省略することができる。)</p>

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		F I	F M	
	19. バック・プレートの状態		○	(1) リフト・アップなどの状態で、バック・プレート又はアンカ・ブラケットに損傷や亀裂、変形がないかを目視などにより点検する。 (2) リフト・アップなどの状態で、バック・プレート又はアンカ・ブラケットの取付けボルトに緩みがないかをスパナなどにより点検する。
	20. ブレーキ・ディスクとパッドとのすき間	○	○	リフト・アップなどの状態で、タイヤを手で回したとき異状なきずりがないかを点検する。
	21. ブレーキ・パッドの摩耗	○	○	リフト・アップなどの状態で、ホイールを取り外しキャリパ・ボディの点検孔から、パッドの厚みを点検する。また、必要に応じてスケールなどにより点検する。
	22. ブレーキ・ディスクの摩耗と損傷		○	リフト・アップなどの状態で、ホイールを取り外し、ディスク・ロータに異状な摩耗や損傷がないかを目視などにより点検する。
	23. センタ・ブレーキ・ドラムの取付けの緩み	○	○	リフト・アップなどの状態で、センタ・ブレーキ・ドラムの取付けボルトに緩みがないかをスパナなどにより点検する。
	24. センタ・ブレーキ・ドラムとライニングとのすき間	○	○	リフト・アップなどの状態で、パーキング・ブレーキ・レバーを数回操作し、ブレーキ・シューを安定させた後、点検孔のあるものは、シツクネス・ゲージにより、また、点検孔のないものは、アジャスタにより、すき間を点検する。
	25. センタ・ブレーキのライニングの摩耗		○	リフト・アップなどの状態で、センタ・ブレーキ・ドラムを取り外し、ライニングに異状な摩耗や損傷、剥離がないかを目視などにより点検する。(ドラムとライニングとのすき間に異状がなければ、この点検を省略することができる。)
	26. センタ・ブレーキ・ドラムの摩耗と損傷		○	リフト・アップなどの状態で、センタ・ブレーキ・ドラムを取り外し、ドラムの内側に異状な摩耗、損傷などがないかを目視などにより点検する。(ドラムとライニングとのすき間に異状がなければ、この点検を省略することができる。)
	27. 油圧式二重安全ブレーキ機構(セフティ・シリンダ式)の機能		○	フロント・ホイール・シリンダのエア・ブリーダを緩めた状態とリヤ・ホイール・シリンダのエア・ブリーダを緩めた状態それぞれにおいて、ブレーキ・ペダルを反復して踏み込んだとき、ブレーキ・ペダルと床板とのすき間があるかを点検する。



点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		F I	F M	
Ⅲ 走 行 装 備	1. タイヤの状態	○	○	<p>リフト・アップなどの状態で、次の点検を実施する。</p> <p>(1) タイヤ・ゲージを用いて、空気圧が規定値であるかを点検する。スペア・タイヤについても点検する。</p> <p>(2) タイヤの全周にわたり、亀裂や損傷がないか、釘、石、その他の異物が刺さったり、かみ込んだりしていないか、また、偏摩耗などの異状な摩耗がないかを目視などにより点検する。</p> <p>(3) タイヤの接地面に設けられているウェア・インジケータ（スリップ・サイン）の表示により点検するか、又は、タイヤの接地面の全周にわたり、溝の深さが規定値以上あるかをディプス・ゲージなどにより点検する。</p>
	2. ホイール・ナットとホイール・ボルトの緩み	○	○	<p>(1) ホイール・ナット、ボルトに緩みがないかをホイール・ナット・レンチなどにより点検する。</p> <p>(2) 大型車両にあっては次の点検を実施する。</p> <p>ア J I S方式のシングル・タイヤ及びI S O方式のタイヤの場合は、トルク・レンチを用いるなどによりホイール・ナットを規定トルクで締め付ける。</p> <p>イ J I S方式のダブル・タイヤの場合は、ホイール・ボルトの半数（1個おき）のアウター・ナットをゆるめて、インナー・ナットをトルク・レンチを用いるなどにより規定トルクで締め付ける。次に、締め付けたアウター・ナットをトルク・レンチを用いるなどにより規定トルクで締め付ける。その後、ホイール・ボルトの残りの半数のアウター・ナット及びインナー・ナットについても同様の処置を講じる。</p> <p>(3) リヤ・シャフトの支持方式が全浮動式のものにあっては、アクスル・シャフトの取付けナット及びボルトに緩みがないかを点検する。</p>
	3. ホイール・ナットとホイール・ボルトの損傷（車両総重量8t以上の大型車において行う点検）		○	<p>(1) リフト・アップなどの状態で、ディスク・ホイールを取り外し、次の点検を実施する。</p> <p>ア ホイール・ボルト及びホイール・ナットについて、亀裂や損傷がないか、ボルトに伸びはないか、著しいさびの発生はないか等を目視などにより点検する。また、ねじ部につぶれ、やせ、かじり等の異状がないかを目視などにより点検する。</p> <p>イ ディスク・ホイールについて、ボルト穴や飾り穴のまわり及び溶接部に亀裂及び損傷がないか、ホイール・ナットの当たり面に亀裂、損傷及びへたりがないかを目視などにより点検する。また、ハブへの取付面とディスク・ホイール合わせ面に摩耗や損傷がないかを目視などにより点検する。</p> <p>(2) ディスク・ホイールを取付ける際に次の点検を実施する。</p> <p>ア 関係部品の清掃について、ディスク・ホイールのハブへの取付面とディスク・ホイール合わせ面、ホイール・ナットの当たり面、ハブのディスク・ホイール取付面、ホイール・ボルトのねじ部、ホイール・ナットのねじ部等を清掃し、さび、ゴミ、泥、追加塗装等の異物を取り除く。</p> <p>イ ホイール・ボルト及びホイール・ナットの潤滑について、J I S方式の場合は、ホイール・ボルト及びホイール・ナットのねじ部並びにホイール・ナットの当たり面に規定の油類を薄く塗布する。I S O方式の場合は、ホイール・ナットねじ部及びホイール・ナットとワッシャとの間にのみ規定の油類を塗布する。（潤滑について自動車製作者の指示がある場合は、その指示する方法で行うこと。</p>

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		F I	F M	
				<p>ウ ホイール・ナットの締め付けは、当該ディスク・ホイールの中心点を挟んで反対側にある2つのホイール・ナットを交互に、かつ、個々のホイール・ナットが均等に締め付けられるように数回に分けて徐々に締める方法に則り行い、最後にトルク・レンチを用いるなどにより規定トルクで締め付ける。この場合、なるべく奥まで手で回して入れ、円滑に回することを確認し、ひっかかり等異状がある場合にはホイール・ボルト等を交換する。</p> <p>エ インパクト・レンチで締め付ける場合は、締め付時間、圧縮空気圧力等に留意し、締めすぎないように十分注意を払い、最終的な締め付けは、トルク・レンチを用いるなどにより規定トルクで締め付ける。</p> <p>(3) J I S方式のダブル・タイヤの場合は、始めにインナー・ナットについて、上記のリフト・アップなどの状態で、ディスク・ホイールを取り外して行う点検及びディスク・ホイールを取り付ける際に行う点検を行った後、アウター・ナットについて、インナー・ナットと同様に点検を行う。</p> <p>(4) ディスク・ホイールの取付け後、ディスク・ホイールの取付状態に適度な馴染みが生じる走行後（一般的に50～100km走行後が最も望ましい。）、ホイール・ナット及びホイール・ボルトの緩み（3月ごとの点検項目）に示す方法によりホイール・ナットを締め付ける。</p>
	4. リム、サイド・リング、ホイール・ディスクの損傷		○	<p>リム、サイド・リング、ホイール・ディスクに損傷、腐食などが無いかを目視などにより点検する。また、サイド・リング付きのディスク・ホイールにあっては、合い口のすき間についても規定値内であるかを点検する</p>
	5. フロント・ホイール・ベアリングのがた	○	○	<p>リフト・アップなどの状態で、次の点検を実施する。</p> <p>(1) タイヤの上下に手を掛けて動かし、がたがないかを点検し、がたがあった場合には、ブレーキ・ペダルを踏んで再度点検し、ホイール・ベアリングのがたであるかどうかを点検する。（ブレーキ・ペダルを踏んで再度点検した時にがたがなくなれば、サスペンションなどがたではなくホイール・ベアリングのがたととなる。）</p>
IV 緩 衝 装 置	1. リーフ・スプリングの損傷	○	○	<p>リフト・アップなどの状態で、リーフ・スプリングに折損、亀裂などが無いかを目視などにより点検する。</p>
	2. リーフ・サスペンション取付部、連結部の緩み、がた及び損傷		○	<p>リフト・アップなどの状態で、次の点検を実施する。</p> <p>(1) リーフ・スプリングのロボルト、スプリング・バンドなどに緩みや損傷がないかをスパナなどにより点検する。</p> <p>(2) スプリング・ブラケットの取付部に緩みや損傷がないかを点検ハンマなどにより点検する。</p> <p>(3) リーフ・スプリングのピンなどで連結されている部分を点検ハンマや手で揺するなどして、軸方向又は直角方向にがたがないかを点検する。</p> <p>(4) 後二軸のトラニオン式などにあっては、トルク・ロッド（ラジラス・ロッド）の連結部のがたがないかを点検ハンマなどにより点検する。</p>



点検箇所	点検項目	点検時期		点検の実施方法
		F I	F M	
	3. コイル・スプリングの損傷		○	リフト・アップなどの状態で、コイル・スプリングの折損、亀裂などがいないかを目視などにより点検する
	4. コイル・サスペンションの取付部、連結部の緩み、がた及び損傷		○	リフト・アップなどの状態で、次の点検を実施する。 (1) サスペンションの各取付ボルトやナットに緩みがないかをスパナなどにより点検する。 (2) サスペンションの各連結部を手で揺するなどして、軸方向又は直角方向にがたがないかを点検する。 (3) サスペンション各部に損傷がないか、また、ボールジョイントのダスト・ブーツに亀裂や損傷がないかを目視などにより点検する。
	5. エア・サスペンションのエア漏れ	○	○	(1) エンジンを始動させ、タンク内圧力が規定値に達したときエンジンを停止させ、圧力計により空気圧の保持状態からエア漏れがないかを点検する。 (2) リフト・アップなどの状態で、ベローズ、レベリング・バルブ及びパイプの接続部などに石けん水などを塗って、エア漏れがないかを点検する。
	6. エア・サスペンションのベローズの損傷	○	○	リフト・アップなどの状態で、ベローズに損傷がないかを目視などにより点検する。
	7. エア・サスペンションの取付部、連結部の緩み及び損傷	○	○	リフト・アップなどの状態で、次の点検を実施する。 (1) ラジヤス・ロッド、スタビライザ、リンケージなどの取付部と連結部に緩みがないかをスパナなどにより点検する。 (2) 取付部と連結部に損傷がないかを目視などにより点検する。
	8. エア・サスペンションのレベリング・バルブの機能		○	車両を水平な場所に置き、エア・タンク内圧力が規定の範囲にあることを確認した後、フロント、リヤのベローズの高さが規定の範囲にあることをスケールなどにより点検する。(規定の方法により点検を行うこととされている場合には、その方法により点検する。)
	9. ショック・アブソーバの油漏れ及び損傷	○	○	リフト・アップなどの状態で、目視などにより、次の点検を実施する。 (1) ショック・アブソーバに油漏れ及び損傷がないか。 (2) 取付部に損傷がないか。
V 動 力 伝 達 装 置	1. クラッチ・ペダルの遊びとクラッチ・ペダルの切れたときの床板とのすき間	○	○	(1) クラッチ・ペダルを手で撓抗を感じるまで押し、遊びの量が規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検する。このとき、マスタ・シリンダと一体型の倍力装置付きのクラッチにあっては、エンジンを停止しクラッチ・ペダルを数回踏み込んで、タンク内圧力を大気圧にして点検する。 (2) レリーズ・フォーク先端を手で動かし、レリーズ・フォーク先端の遊びの量が規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検する。(無調整式レリーズ・シリンダの場合は、点検は不要。)

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		F I	F M	
				(3) アイドリング状態でパーキング・ブレーキを確実に作動させ、さらに、ブレーキ・ペダルを踏んだ状態で1速にシフトしてクラッチ・ペダルを徐々に離し、クラッチがつながる直前のクラッチ・ペダルと床板とのすき間(又は、床いっぱいまでクラッチ・ペダルを踏み込んだ位置からのすき間)が規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検する。
	2. クラッチの作用	○	○	(1) アイドリング状態でクラッチ・ペダルを踏み込んだとき、異音がなく、異常に重くないかを点検する。また、速又は後退(リバース)への変速操作がスムーズにできるかを点検する。 (2) クラッチ・ペダルを徐々に離し発進したとき、滑りがなく、接続がスムーズであるかを点検する。
	3. クラッチ液の量	○	○	リザーバ・タンクの液量が規定の範囲にあるかを目視などにより点検する。
	4. トランスミッション、トランスファのオイル漏れ	○	○	(1) M/T車は、リフト・アップなどの状態で、トランスミッション及びトランスファ本体周辺(ケースの合わせ目)やオイル・シール部からオイル漏れがないかを目視などにより点検する。 (2) A/T車は、リフト・アップなどの状態で、トランスミッション及びトランスファ本体周辺(ケースの合わせ目)やオイル・シール部からのオイル漏れがないかを目視などにより点検する。また、オイル・クーラホースに亀裂や損傷がないかを点検する。
	5. トランスミッション、トランスファのオイル量	○	○	(1) M/T車は、リフト・アップなどにより車体が水平の状態、トランスミッション及びトランスファのフィラ・プラグを取外し、プラグ穴に指を入れるなどしてオイル量を点検する。(オイル漏れがなければ、オイル量は正常と判断して、この点検を省略することができる。 (2) A/T車は、水平な場所に車両を止め、パーキング・ブレーキを確実に作動させてエンジンを暖機し、アイドリング状態で、ブレーキ・ペダルを踏み込んだ状態でシフト・レバーをゆっくり各レンジにシフトした後Pレンジ(車両等によっては、Nレンジ)に戻す。そして、レベル・ゲージによりオイル量を点検する。また、レンジ操作の際、シフト・レバーに異状な重さやがたがなく、ポジション・インジケータの表示と一致しているかを点検する。
	6. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトの連結部の緩み	○	○	(1) リフト・アップなどの状態で、プロペラ・シャフトのジョイント・フランジ・ヨーク取付ボルト、ナット、センタ・ベアリング・ブラケット取付ボルトに緩みがないかをスパナなどにより点検する。 (2) リフト・アップなどの状態で、ドライブ・シャフトの取付ナットに緩みがないかをスパナなどにより点検する。
	7. ドライブ・シャフトのユニバーサル・ジョイント部のダスト・ブーツの亀裂と損傷	○	○	リフト・アップなどの状態で、ユニバーサル・ジョイントのダスト・ブーツに亀裂や損傷がないかを目視などにより点検する。また、ブーツからのグリース漏れやブーツ・クランプの緩みがないかを目視などにより点検する。



検査箇所	検査項目	検査時期		検査の実施方法
		F I	F M	
	8. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフト継手部のがた		○	リフト・アップなどの状態で、プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトを手で動かし、次の点検を実施する。 (1) 回転方向に動かすことで、主にスプライン部の摩擦などによるがたがないかを点検する。 (2) 上下、左右に動かすことで、主に自在継手部の摩擦などによるがたがないかを点検する。
	9. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトのセンタ・ベアリングのがた		○	リフト・アップなどの状態で、センタ・ベアリング付近のシャフトを手で上下、左右方向に動かし、がたがないかを点検する。
	10. デファレンシャルのオイル漏れ、オイル量	○	○	(1) リフト・アップなどの状態で、デファレンシャル周辺からオイル漏れがないかを目視などにより点検する。 (2) リフト・アップなどの状態で、フィラ・プラグを取り外してプラグ穴に指を入れるなどしてオイル量を点検する。(オイル漏れがなければ、オイル量は正常と判断して、この点検を省略することができる。)
VI 電 気 装 置	1. スパーク・プラグの状態	○	○	スパーク・プラグ(白金プラグ及びイリジウム・プラグを除く。)を取り外し、次の点検を実施する。 (1) 電極に汚れや損傷、摩擦がないか、また、絶縁碍子に焼損がないかを目視などにより点検する。 (2) 中心電極と接地電極とのすき間(プラグ・キャップ)が規定の範囲にあるかをプラグ・キャップゲージなどにより点検する。
	2. 点火時期	○	○	エンジン暖機後、規定のアイドル回転数で、タイミング・ライトなどを用いて、点火時期が適切であることをクランク・プーリなどの合わせマークを見て点検する。
	3. ディストリビュータのキャップの状態		○	ディストリビュータのキャップを取り外し、目視などにより、次の点検を実施する。 (1) キャップ、ロータの汚れがないか。 (2) ハイテンション・コードの差込部に錆みや錆などが ないか。 (3) キャップ内側各端子(セグメント)に焼損や錆がないか。 (4) キャップの合わせ面がほこりなどで汚れていないか (5) センタ・ピースに損傷や摩擦がないか、また、スプリングにへたりなどが ないか。
	4. バッテリーのターミナル部の緩みと腐食	○	○	ターミナル部が、緩みや腐食により接続状態が不良でないかを点検する。
	5. 電気配線の接続部の緩みと損傷	○	○	(1) エンジン・ルーム内の電気配線について、次の点検を実施する。 ア 接続部に緩みがないかを手で動かすなどして点検する。 イ 電気配線に損傷がないか、また、クランプに緩みがないかを目視などにより点検する。 ウ 電気配線が他部品と干渉するおそれがないかを点検する。 (2) 必要に応じ、シャシ各部の電気配線についても点検する。

検査箇所	検査項目	検査時期		検査の実施方法
		F I	F M	
VII 原 動 機	1. 低速と加速の状態	○	○	(1) エンジンを暖機させた状態で、アイドリング時の回転がスムーズに続くかを点検する。また、回転計を用いて点検する場合は、アイドリング時の回転数が規定の範囲にあるかを点検する。 (2) エンジンを徐々に加速したとき、アクセル・ペダルに引っ掛かりがないか、また、エンスト、ノッキングなどを起こすことなくスムーズに回転するかを走行するなどして点検する。
	2. 排気の状態	○	○	(1) ガソリン車及びLPG車は、エンジンを十分に暖機させた状態で、回転計を用いてアイドリング回転数が規定の範囲にあるかを確認した後、排気ガスの色が白煙や黒煙でないかを目視により点検する。また、アイドリング時のCO（一酸化炭素）及びHC（炭化水素）の排出濃度をCO・HCテストにより点検する。 (2) ジェゼル車は、エンジンを十分に暖機させた状態で、異状な黒煙を排出していないかを目視などにより点検する。
	3. エア・クリーナ・エレメンの状態	○	○	エレメントを取り外し、汚れ、詰まり、損傷などがないかを目視などにより点検する。
	4. エア・クリーナの油の汚れと量	○	○	エア・クリーナのケースを取り外し、オイルの汚れ具合を目視などにより点検する。また、オイルの量が規定の範囲にあるかを目視などにより点検する。
	5. シリンダ・ヘッド、マニホールド各部の締付状態		○	シリンダ・ヘッド及びマニホールド各部の締付部に緩みがないかをトルク・レンチなどにより点検する。（塑性域締め（角度締め）方式の場合には、この点検は不要。）7
	6. エンジン・オイルの漏れ	○	○	リフト・アップなどの状態で、目視などにより、次の点検を実施する。 (1) シリンダ・ヘッド・カバー、オイル・パン、ドレーン・プラグなどからオイル漏れがないか。 (2) オイル・クーラ・ホースなどに劣化によるふくらみや亀裂損傷がないか。
	7. 燃料漏	○	○	リフト・アップなどの状態で、目視などにより、次の点検を実施する。 (1) フューエル・タンク、フューエル・ポンプ、ホース、パイプ、キャブレター、インジェクタ、ノズル・ホルダ、インジェクション・ポンプなどから燃料漏れがないか。 (2) フューエル・ホース、パイプに亀裂や損傷がないか (3) 各ホース、パイプのクランプの取付けに緩みがないか。 (4) クランプのゴム等の劣化によりホース及びパイプの固定に異常がないか。
	8. ファン・ベルトの緩みと損傷	○	○	(1) 定められたプーリ間のベルト中央部を手（約10kg）で押したときのたわみ量が、規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検する。又は、ベルト・テンション・ゲージ（張力計）を用いてベルトの張力が規定値内にあるかを点検する。



検査箇所	検査項目	検査時期		検査の実施方法
		F I	F M	
Ⅳ ばい煙、黒臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置				(2) ベルト全周にわたっての内側や側面に、摩擦や損傷、亀裂がないかを目視などにより点検する。
	9. 冷却水漏れ		○	(1) アイドリング状態か、又はラジエータ・キャップ・テストで加圧した状態で、ラジエータ、ウォータ・ポンプ、ラジエータ・ホース、ヒータ・ホースなどから水漏れがないかを目視などにより点検する。 (2) ラジエータ・ホースやヒータ・ホースに劣化や損傷がないか、また、ホースのクランプに緩みがないかをスパナなどにより点検する。
	1. メターリング・バルブの状態		○	エンジンを作動させ、アイドリング状態でメターリング・バルブのインテーク・マニホールド側のホースをつまんだり放したりしたとき、バルブの作動音(カチカチ音)が発生するかを点検する。又は、メターリング・バルブの片側から通気し、反対側から通気しないことを点検する。
	2. ブローバイ・ガス還元装置の配管の損傷		○	目視などにより、次の点検を実施する。 (1) ホース、パイプなどの配管に劣化や損傷がないか。 (2) クランプの取付状態に異状がないか。
	3. 燃料蒸発ガス排出抑止装置の配管等の損傷		○	ホース、パイプなどに損傷などがないかを目視などにより点検する。
	4. チャコール・キャニスタの詰まりと損傷		○	(1) チャコール・キャニスタのフューエル・タンク側のホースを取り外しエアを送り、詰まりがないかを点検する。 (2) パージ・コントロール・バルブのフューエル・タンクからきているホース側を強く吹いたとき通気し、キャブレータからきているホース側を強く吹いたとき通気しないこと、また、大気開放側から強く吹いたとき通気することを点検する。 (3) チャコール・キャニスタ本体に損傷がないかを目視などにより点検する。
	5. 燃料蒸発ガス排出抑止装置のチェック・バルブの損傷		○	チェック・バルブを取り外すなどして、チェック・バルブの両側から交互にエアを送り、通気状態に差があるかを手を当てるなどして点検する。
6. 触媒等の排出ガス減少装置の取付けの緩みと損傷		○	リフト・アップなどの状態で、次の点検を実施する。 (1) 触媒などの排出ガス減少装置本体の取付けに緩みがないかをスパナなどにより点検する。 (2) 触媒本体に損傷がないかを目視などにより点検する(渡熱板に変形や損傷がなければ、この点検を省略することができる。) (3) 排気温度警告装置の配線の取付けに異状がないかを目視などにより点検する。	
7. 二次空気供給装置の機能		○	二次空気供給装置用フィルタの詰まりや損傷を点検する。また、アイドリング状態で、二次空気供給装置のエア・ホースをエア・クリーナ側を外し、ホースからの空気の吸い込みを点検する。(規定の方法により点検を行うこととされている場合には、その方法により点検する。)	



検査箇所	検査項目	検査時期		検査の実施方法
		F I	F M	
	8. 排気ガス再循環装置の機能		○	エンジン暖機状態で、EGRコントロール・バルブのダイヤフラム部に手を当て、エンジン回転数を変化させたときのダイヤフラムの作動状況を確認する。（規定の方法により点検を行うこととされている場合には、その方法により点検する。）
	9. 減速時排気ガス減少装置の機能		○	ダッシュ・ボットのロッドを指で押したとき抵抗感があり、指を離れたとき瞬時に戻ることを確認することにより点検する。（規定の方法により点検を行うこととされている場合には、その方法により点検する。）
	10. 一酸化炭素等発散防止装置の配管の損傷と取付状態		○	ホース及びパイプに損傷、外れなどが無いかを目視などにより点検する。
点検 付 風 装 置 等	1. 警告器（ホーン）の作用		○	ホーンの音量及び音質を聴くことなどにより点検する。
	2. 窓拭器（ワイパー）及び洗浄液噴射装置（ウインド・ウォッシャ）の作用		○	次の点検を実施する。 （1）ウインド・ウォッシャ液の量が適当か。 （2）ウインド・ウォッシャ液の噴射の向き及び高さが適当か。 （3）ワイパーの低速及び高速の各作動が不良でないか。 （4）ワイパーの払拭状態が不良でないか。
	3. デフロスタの作用		○	デフロスタを作動させ、吹き出し口（サイドを含む。）からの空気の吹き出しや風量の切り換えに異状が無いかを手を当てて点検する。
	4. 施錠装置（ステアリング・ロック）の作用		○	エンジン・キーを抜いたときステアリング・ロックが確実に作用するかを点検する。
	5. エキゾースト・パイプ、マフラー等の取付けの緩みと損傷	○	○	リフト・アップなどの状態で、次の点検を実施する。 （1）エキゾースト・パイプ及びマフラーの取付部、接続部に緩みがないかを手で揺るなどして点検する。 （2）エキゾースト・パイプ、マフラー及び遮熱板の取付ボルト、ナットに緩みがないかをスパナなどにより点検する。 （3）ラバー・ハンガーの劣化や損傷、取付状態を点検する。 （4）エキゾースト・パイプ、マフラー及び遮熱板に損傷や腐食がないかを点検する。 （5）エキゾースト・パイプ及びマフラーが他の部分との接触のおそれがないかを点検する。 （6）エンジンを始動し、接続部などより排気ガスが漏れていないかを点検する。
	6. マフラーの機能		○	エンジンを始動し、回転数を変化させ、排気音に異状がないかを聴くことなどにより点検する。
	7. 火花防止装置の状態	○	○	火花防止装置が十分冷えた状態で潤滑材等を使い点検プラグを外し、エンジンを始動させ火花防止装置本体を木ハンマー等で軽くたたき、アクセルを軽く踏み込み媒が出ないか点検する。媒が出るようならプラグを外したまま、媒が出なくなるまで次の手順を繰り返し清掃する。

検査箇所	検査項目	検査時期		検査の実施方法
		F I	F M	
				(1) 火花防止装置本体を木ハンマー等で軽くたたく。 (2) アクセルを軽く踏み込む。
	8. エア・タンクの凝水	○	○	エア・タンクのドレン・コックを開き、タンクに水がたまっていないかを点検する。
	9. エア・コンプレッサの機能		○	エア・タンクのエアを排出した後、エンジンを始動させ、アイドリング状態で、タンク内圧が規定値になるまでの所要時間を調べることにより点検する。
	10. プレッシュャ・レギュレータ、アンローダ・バルブの機能		○	エンジン運転状態で、ブレーキ・ペダルを数回踏み、タンク内圧力が下限規定値に低下したときに、自動的にエア・コンプレッサが働き、上限規定値で自動的に停止するかを点検する。
	11. 非常口の扉の機能	○	○	非常口の扉がスムーズに開き、確実に閉まるかを点検する。また、開いたときに警報装置が作動するかを点検する。
	12. 車枠（フレーム）、車体（ボディー）の緩みと損傷	○	○	(1) 乗用車等は次の点検を実施する。 ア リフト・アップなどの状態で、フレーム、クロス・メンバなどのリベット、ボルトに緩みがないかをスパナなどにより点検する。また、フレーム、クロス・メンバなどに損傷などがないかを目視などにより点検する。 イ ドア、エンジン・フード、トランク・リッドなどの各ヒンジに緩みがないかを手で動かすなどして点検する。 (2) 貨物車等は次の点検を実施する。 ア リフト・アップなどの状態で、フレーム、サイド・メンバ、クロス・メンバなどのリベット、ボルトに緩みがないかをスパナなどにより点検する。また、フレーム各部に損傷などがないかを目視などにより点検する。 イ チルト式キャブにあっては、キャブ・チルト・ロック装置、ヒンジなどの各部に緩みや損傷ないかを目視などにより点検する。また、機能に異状がないかを点検する。 ウ 物品積載装置、巻込防止装置、突入防止装置などの取付ボルトに緩みがないかをスパナなどにより点検する。また、物品積載装置、巻込防止装置、突入防止装置などに損傷などがないかを目視などにより点検する。 エ ドア、エンジン・フード、バック・ドアなどのヒンジに緩みがないかを手で動かすなどして点検する。また、損傷がないかを目視などにより点検する。
	13. 連結装置のカブラの機能と損傷		○	(1) 平坦な場所で、トレーラなどとの連結及び切離しがスムーズに行えるかを点検する。 (2) カブラの取付部に緩みがないかをスパナなどにより点検する。 (3) カブラ・ジョー、ジョー・ピン、シャフト及び軸受部に摩擦や損傷、がたがないかを目視などにより点検する。また、ラバー式カブラの場合には、ラバーに損傷や摩擦がないかを目視などにより点検する。 (4) カブラ・サドル（ベース）の上面に損傷や摩擦がないかを目視などにより点検する。

検査箇所	検査項目	検査時期		検査の実施方法
		F I	F M	
	14. 連結装置のピントル・フックの摩耗、亀裂、損傷		○	ピントル・フックとルネット・アイに損傷がないかを目視などにより点検する。また、取付部に緩みがないかをスパナなどにより点検する。
	15. 座席ベルト（シート・ベルト）の状態		○	シート・ベルトに損傷がないかを目視などにより点検する。また、バックルを操作してかみ具合に異状がないかを点検する。
	16. 開扉発車防止装置の機能		○	乗降口の扉を開いたとき、運転席の警報装置が作動するか、また、扉を閉じた後でなければ発車しないかを点検する。
	17. シャシ各部の給油脂状態	○	○	<p>(1) シャシ各部の給油脂の状態が十分であるかを目視などにより点検する。</p> <p>(2) 給油脂部のダスト・ブーツの破損、グリース・ニップルの脱落や緩みを点検する。</p> <p>(3) 自動給脂式の場合は、自動給脂装置のスイッチを操作し、パイロット・ランプの点灯により、給脂が十分であるかを目視などにより点検する。</p>



## 施設、荷役、その他の車両検査手順

施設、荷役、その他の車両の定期検査の手順は一般車両検査手順のほか次に述べる追加手順表を基準として実施する。

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		F I	F M	
X 施設、荷役、その他の車両	1. キャリッジ	○	○	次の点検を実施する (1) 背当て（バックレスト）の安全度を検査する。フォークの曲りを検査し、ロック・ピンが定位置に固定されていることを確かめる。両方のフォークの水平位置は、荷物を水平に取扱えるように同一でなければならない。 (2) ローラー及びシューの接着、摩耗、き裂及び破損を検査する。キャリッジ及びマスト・アセンブリの損傷又はアライメントが正しくないかを検査する。すべてのボルト、ナットを締付ける。 (3) シリンダの漏れを点検する。
	2. 操作レバー	○	○	次の点検を実施する (1) リンク機構、ペダル及びケーブル全体の作動良好と給油を検査する。 (2) ロッド、ピン、クレビス及びケーブル、ブッシュ又はベアリングの状態、調整が正しいか及び確実に締まっているかを検査する。キーパー、コッター、ピン及びボルトが確実に定位置に固定されていることを確認する。
	3. チェーン	○	○	チェーンの外部状態を点検し、破損過度の摩耗の有無を点検する。
	4. ケーブル	○	○	ケーブルの外部状態を点検し、ドラム等に整然と巻取られていることを確認する。ケーブルの破損、錆、過度の摩耗、よれ、こぶ及びより線の断線の有無を点検する。
	5. シリンダ	○	○	次の点検を実施する (1) シール、ガスケット、ブーツ、パッキン及び配管の機能良好、取付けの確実及び漏えいを点検する。 (2) ピストン・ロッド、パッキン押えを締める。（ロッドの表面には薄い膜が必要であるから余り締めつけ過ぎてはいけない。）
	6. 油圧ポンプ	○	○	往復運動式、遠心式、ダイヤフラム式ポンプ、ピストン、インペラ、ダイヤフラム及びシャフトの漏れ、アライメント及び過度の摩耗を検査する。
	7. 一般漏えい	○	○	次の点検を実施する (1) 原動機以外の水、空気、油系統の漏えいを綿密に点検する。 (2) ローラー・ベアリング、シャフト及びローラーの摩耗を点検する。ローラーは円滑に回転することを確かめる (3) ローラーの通路は清浄にして平滑でなければならない
	8. 旋回機構	○	○	次の点検を実施する (1) 作動良好、取付けの確実を点検し、摩耗度は、使用可能程度を超えていないかを確かめる。 (2) 給油の適正を点検する。

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		F I	F M	
	9. マスト本体、ブーム	○	○	全般的状態を点検する。メンバーの破損と安全度、シーブの過度の摩耗あるいはケーブルを損傷するおそれのあるフランジの破損を点検する。プッシュとピンの過度の摩耗を点検し、ピン、リテーナが確実にあることを確認する。ブーム・ケーブルのよれこぶ及びより線のすり切れ又は断線を点検する。ケーブルは切損するおそれがある前に交換する。すべての取付けを確実に締付ける。
	10. 安全クラッチ、減速機構	○	○	機能良好、正規の調整、取付けの確実並びに油漏れを点検する。
	11. ドラム	○	○	次の点検を実施する (1) 外部状態を点検、機能良好及びアライメントを点検する。 (2) ドラムのベアリングの過度の摩耗を点検し、シールは良好な状態であることを確認する。
	12. 昇降機構	○	○	次の点検を実施する (1) 作動良好、取付けの確実、アライメント及び給油を点検する。ハウジングのシールとガスケットの漏れ及びき裂を点検する。ドラムのプッシュが作動に影響するほど摩耗していないか点検する。ケーブルの錆、過度の摩耗、よれ、こぶ及びより線の断線を点検する。ケーブルはドラムに整然と巻き取られているかを確認する。シーブ、ベアリングと取付けの状態を点検する。 (2) シーブ(つな車)はケーブルをいためつけるほど破損又は摩耗していないかを点検する。
	13. コミュテータ及びブラシ	○	○	次の点検を実施する (1) コミュテータ及びブラシの摩耗状態並びに、レギュレータの機能を点検する。 (2) コミュテータ、ベアリングの摩耗と油止めの漏れを点検する。 (3) オイル及びグリースが過度にないことを点検しよれがあれば清掃する。
	14. コントローラ	○	○	スイッチ、ギヤ、配線及びサーキット・ブレーカの作動状態の点検、すべての部品が正しく、確実に取付けてあること及び電気的接続が確実であることを点検する。すべての取付ボルトを確実に締めつけること。
	15. パワー・テイク・オフ	○	○	次の点検を実施する (1) 機能良好、正規の調整取付けの確実及び漏れを次の箇所について点検する。 (2) プロペラ・シャフト、ユニバーサル・ジョイント、ピロー・ブロック、ドライブ・チェーン、スラック、アジャスタ、コントロール・レバー
	16. 索導器 (FAIRLEAD) (クレーン全般に適用)	○	○	プッシュ、ピン、シーブ及びマウンティングの過度の摩耗を点検する。ケーブルの摩耗、より線のすり切れ又は切損並びにフラット・スポットを点検する。
	17. クレーン・アタッチメント	○	○	次の点検を実施する (1) ブームの各軸受部、溶接部及び全般について点検する割れ、歪、損傷等の有無を点検する。



点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		F I	F M	
				(2) 各シーブの変形、溝の著しい摩耗及びフランジの偏摩耗等の有無を点検する。 (3) 軸と軸金の摩耗を点検し、間隔が規定以上のときは調整する。
	18. キャタピラ	○	○	次の点検を実施する (1) キャタピラに変形、き裂等が入っていないか点検するセンター・ガイドの摩耗による破損はどうか。 (2) リベットのゆるみはないかを調べ、過度の摩耗及び破損があれば交換する。 (3) 連結チェーンのマスター・ピンが確実に締まっているかを点検する。破損又は過度に曲ったトラック・シールは交換する。
	19. 排土板及びスクレーパ	○	○	排土板、サークル・ピン、キング・ピン、ピボット・ソケット及びホルの過度の摩耗と全般的状態を点検する。取付ボルトのゆるみ点検、スクレーパに変形及び破損はないか、過度の摩耗又はき裂の有無を点検する。
	20. フィフス・ホイール	○	○	次の点検を実施する (1) 締付け、取付けが正常な状態にあり、ゆるみ、破損等がなく作動が良好であるか点検する。 (2) 給油の状態を検査する。キング・ピン・ロックは正しく作動するか、キング・ピンに過度の摩耗はないかを点検する。
	21. 補助脚	○	○	次の点検を実施する (1) 補助脚を手動しその作動状態を点検する。 (2) 各締付部、取付部が正常であるか、破損がないか点検する。
	22. キング・ピン	○	○	キング・ピンは正常な状態にあるか、摩耗破損等の欠陥がないか作動状態が良好か、カップラとの結合箇所は完全であるか点検する。
XII かく 座 機 収 容 器 材	1. 操向装置	○	○	次の点検を実施する (1) 油圧シリンダの取付部のがた、損傷、シリンダ、ホース、油漏れについて点検する。 (2) フィードバック用ポテンション・メーターのリンクがたを点検する。 (3) ポテンション・メーターの絶縁抵抗の測定(10MΩ以上)
	2. 操向アライメント	○	○	ホイール・アライメントの狂いがないか点検する。旋回軸受けケガキ線±1°以内とする。
	3. クレーン・エンジン(始動・異音・馬力・アイドル・加速)	○	○	次の点検を実施する (1) 各取付け部及び締付けが正常な状態にあるか点検する (2) エンジンを始動し、そのかかり具合、アクセル・レバーの作動が良好か点検する。 (3) 低速または、高速回転時に異音が開聞こえないか、排気色は正常か点検する。 (4) エンジン・オイルを点検し、その粘度が季節に適應しているか、あるいは給油後の運転時間が給油間隔基準を超過している場合は交換する。



点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		F I	F M	
			○	<p>(5) 技術指令書にしたがって、燃料ポンプの圧力試験を行う。燃料ポンプまたは、燃料減速器、配管のスクリーン、沈着物、フィルタ、エレメントの清掃または、交換を行う。</p> <p>○ (6) オイル・ポンプの作動状況を点検し、フィルタ配管のよごれを除去する。</p> <p>○ (7) 技術指令書にしたがって、エア・クリーナの清掃、手入れをするとともに、必要に応じてエレメントを交換する。</p> <p>○ (8) ファンがゆるんでいないか、プーリー及びファンの取付け状態は良好か、ファン・ベルトの張りは適当か、摩耗または、損傷していないか点検する。</p> <p>○ (9) 不凍液の比重を測定し、指定された比重にするとともに記録する。</p> <p>○ (10) 各シリンダの圧力検査を行い、圧縮圧力不足の場合はその原因を探求する。</p> <p>○ (11) 噴射ノズルを取外し、よごれ、損傷の有無を点検するとともに、噴射圧、噴霧状態、油密が良好か点検する。</p> <p>○ (12) 噴射時期及びガバナーの機能を点検する。</p> <p>○ (13) 燃料噴射ポンプ各部の取付け及び機能を点検する。</p> <p>○ (14) 技術指令書で1年毎に実施を要求されている項目について点検及び交換を行う。</p>
	4. クレーン電気系統	○	○	<p>次の点検を実施する</p> <p>(1) 各ライト類は正常な状態で作動するか点検する。</p> <p>(2) 操作室内の各計器及び配線等の状態が正常な状態で作動が良好であるか点検する。</p>
	5. 補助脚	○	○	<p>次の点検を実施する</p> <p>(主) 1 補助脚の伸張は必ず走行高さで行う。 2 補助脚は、補助脚コントロール・レバーだけでは操作できない。クレーン操縦室内のバルブ・レバーも操作する。</p> <p>(1) 取付け部のボルトの緩みはないか、各配管及び継手からの油漏れはないか、点検する。</p> <p>(2) シリンダの作動はスムーズか、またはシリンダの傷はないか点検する。</p> <p>(3) 先端部球面受けの作動は、良いか点検するとともに油脂を行う。</p>
	6. 通話装置	○	○	<p>次の点検を実施する</p> <p>(主) クレーン運転室接続時に通信数切替えスイッチ(3)が“2”である時、またクレーン運転室が接続されていない時に切替えスイッチ(3)が“3”である時には、前後運転室間の通信ができない。</p> <p>(1) 電源が通じているか、通信数切替えスイッチは正しいか確認し、接続ケーブルを点検する。</p> <p>(2) ヘッド・セット用マイク、レシーバ、音量調整ボリューム、ジャック端子の状態を点検する。</p>

修理内訳書				物品番号		車台番号		備考
				品名	品番	型式	原動機型式	
作業箇所				品名	数量	工数	単価	金額
								頁中の

装置区分	作業箇所		品名	備考							
	物品番号 又は 部品番号	品名		数量	単位	工数	単価	金額			
頁中の											





7. 燃料系統	※		2. ワイパー及びウィンド・ウォッシャの作用	※	
8. ファン・ベルトの緩みと検査	※		3. テフロスタの作用		
9. 冷却水系統	※		4. 駆動装置の作用		
<b>VII. ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置</b>			5. エキゾースト・パイプ、マフラー等の取付けの緩みと検査		
1. メータリング・バルブの状態			6. マフラーの検査		
2. プロバイ・ガス還元装置の配管等の検査			7. 火消し装置の状態		
3. 燃料系ガス排出防止装置の配管等の検査			8. エア・タンクの圧力		
4. チャコール・キャニスタの飽まりと検査			9. エア・コンプレッサの検査		
5. 燃料系ガス排出防止装置のチェック・バルブの検査			10. プレッシャ・レギュレータ、アンローダ・バルブの検査		
6. 絶縁等の排出ガス減少装置の取付けの緩みと検査			11. 排気口の露の検査		
7. 二次空気供給装置の検査			12. 車体、車体の緩みと検査	※	
8. 排気ガス再循環装置の検査			13. 駆動装置のカブラの検査と検査		
9. 減速時排気ガス減少装置の検査			14. 駆動装置のピントル・フック磨耗、亀裂、検査		
10. 一酸化炭素等発散防止装置の配管の検査と取付け状態			15. シート・ベルトの状態		
<b>VIII. 付帯装置等</b>			16. 同乗者乗止装置の検査		
1. ホーンの作用	※		17. シャシ各部の給油時状態	※	
<p>署名については、※印の項目のみであれば監査員印及び監査部長等の長印欄にそれぞれ監査実施者、その所属部隊等の長の署名又は押印で可、監査員印及び監査部長印欄は省略可。</p> <p>付記又は特記事項</p>					
監査員印		監査部長印		監査部長副印	
				監査部長等の長印	



車両等作業用紙 (施設、荷役その他の車両等)				整備作業チェック記号	
車種		検査の種類	I: <input type="checkbox"/> 、M: <input type="checkbox"/> + <input type="checkbox"/> 管理種: ※印	✓ 良弁 × 異常 ×× 異常 ××× 故障	I 走行 C 清掃 L 給油
自動車番号		所属施設		分類したら記号を○で囲む	
開始日付		完了日付			
点検項目		記	備考	点検項目	
<b>I. かし取り装置</b>				<b>2. ホイール・ナットとホイール・ボルトの緩み</b>	
1. ハンドルの操作具合	※			<b>3. ホイール・ナットとホイール・ボルトの緩み</b>	
2. ステアリング・ギヤ・ボックスのオイル量	※			<b>4. リム・サイド・リング、ホイール・ディスクの緩み</b>	
3. ステアリング・ギヤ・ボックスの取付けの緩み	※			<b>5. フロント・ホイール・ベアリングの緩み</b>	
4. ステアリング・ロッド・アーム等の緩み、がた、緩み	※			<b>6. リヤ・ホイール・ベアリングの緩み</b>	
5. ボール・ジョイント・ダスト・ブーツの異常、緩み				<b>IV. 潤滑装置</b>	
6. ステアリング・ナックル調整部の緩み				<b>1. リーフ・スプリングの緩み</b>	
7. ホイール・アライメント				<b>2. サス・サスペンションの油切れ、油質等の確認、油の量</b>	
8. パワー・ステアリング・ベルトの緩みと緩み				① リーフ・スプリングのUボルト、スプリング・バンド	
9. パワー・ステアリング装置のオイル量、オイル量	※			② スプリング・ブラケットの取付け部	
10. パワー・ステアリング装置の取付けの緩み				③ リーフ・スプリング・ピンなどの緩み部	
<b>II. 駆動装置</b>				④ トルク・ロッド (ラジヤス・ロッド) の緩み部	
1. ブレーキ・ペダルの遊び、踏み込んだときの音程との緩み	※			<b>3. コイル・スプリングの緩み</b>	
2. ブレーキの動き具合	※			<b>4. サス・サスペンションの油切れ、油質等の確認、油の量</b>	
3. パーキング・ブレーキ・レバーの引きしろ	※			① サスペンションの各取付けボルト・ナット	
4. パーキング・ブレーキの動き具合	※			② サスペンションの各緩み部の緩み	
5. ブレーキ・ホース及びパイプの緩み、緩み、取付け緩み				③ サスペンション各部の緩み、ボール・ジョイントの	
6. リザーバ・タンクの油量	※			ダスト・ブーツの異常、緩み	
7. ブレーキ・マスター・シリンダの緩み、緩み、緩み				<b>5. エア・サスペンションのエア量</b>	
8. ブレーキ・ホイール・シリンダの緩み、緩み、緩み				<b>6. エア・サスペンションのベローズの緩み</b>	
9. ブレーキ・ディスク・キャリパーの緩み、緩み、緩み				<b>7. エア・サスペンションの取付け部、緩み部の緩みと緩み</b>	
10. ブレーキ・チャンパ・ロッドのストローク				<b>8. エア・サスペンションのレベリング・バルブの緩み</b>	
				<b>9. ショック・アブソーバの油切れ及び緩み</b>	
				<b>V. 動力伝達装置</b>	
<b>11. ブレーキ・チャンパの緩み</b>				<b>1. クラッチ・ペダルの遊びとクラッチ・ペダルの折れたときの音程との緩み</b>	
<b>12. ブレーキ・バルブ、クイック・リリース・バルブ、リレー・バルブの緩み</b>				① クラッチ・ペダルの遊び	
<b>13. ブレーキ・油圧装置のエア・クリーナの詰まり</b>				② リリース・フォーク先端の遊び	
<b>14. ブレーキ・油圧装置の緩み</b>				③ クラッチ・ペダルの音程との緩み	
<b>15. ブレーキ・カム等の緩み</b>				<b>2. クラッチの作動</b>	
<b>16. ブレーキ・ドラムとライニングとの緩み</b>				<b>3. クラッチの量</b>	
<b>17. ブレーキ・シューの磨耗部分及びライニングの緩み</b>				<b>4. トランスミッション、トランスファのオイル量</b>	
<b>18. ブレーキ・ドラムの緩みと緩み</b>				<b>5. トランスミッション、トランスファのオイル量</b>	
<b>19. バック・プレート等の緩み</b>				<b>6. ドライブ・シャフトのユニバーサル・ジョイント部のダスト・ブーツの異常と緩み</b>	
<b>20. ブレーキ・ディスクとパッドとの緩み</b>				<b>7. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフト取手等の緩み</b>	
<b>21. ブレーキ・パッドの緩み</b>				① スプライン部の緩みによるがた	
				② 自在取手部の緩みによるがた	
				<b>8. デファレンシャルのオイル量、オイル量</b>	
<b>22. ブレーキ・ディスクの緩みと緩み</b>				<b>VI. 電気装置</b>	
<b>23. センタ・ブレーキ・ドラムの取付けの緩み</b>				<b>1. スパーク・プラグの緩み</b>	
<b>24. センタ・ブレーキ・ドラムとライニングとの緩み</b>				<b>2. 点火時期</b>	
<b>25. センタ・ブレーキのライニングの緩み</b>				<b>3. ディストリビュータのキャップの緩み</b>	
<b>26. センタ・ブレーキ・ドラムの緩みと緩み</b>				<b>4. バッテリのターミナル等の緩みと緩み</b>	
<b>27. 油圧式二重主ブレーキ装置の緩み</b>				<b>5. 電圧配線の接続部の緩みと緩み</b>	
<b>III. 走行装置</b>				<b>VII. 駆動機</b>	
<b>1. タイヤの状態</b>				<b>1. 低速と加速の状態</b>	
① タイヤの空気圧 (スベア・タイヤ含む)				<b>2. 排気の状態</b>	
② タイヤの異常、緩み					
③ タイヤの溝の深さ、異状等					
*タイヤの量のみ					
				C O	
				H C	
				異音	
				<b>3. エア・クリーナ・エレメントの緩み</b>	
				<b>4. エア・クリーナの油の汚れと量</b>	
				<b>5. シリンダ・ヘッド、マニホールド各部の漏れ状態</b>	
				<b>6. エンジン・オイルの量</b>	



登録番号	登録年月	登録会社	登録の項目
			付記又は特記事項
			<p>※印の項目のみであれば登録番号及び登録内容の両方にそれぞれ記載せず、その半角以下の長の手記又は特記で可、当該登録番号及び登録内容の両方に記載可。</p>
			<p>1. 付記又は特記事項</p> <p>2. 特記事項</p> <p>3. 特記事項</p> <p>4. 特記事項</p> <p>5. 特記事項</p> <p>6. 特記事項</p> <p>7. 特記事項</p> <p>8. 特記事項</p> <p>9. 特記事項</p> <p>10. 特記事項</p> <p>11. 特記事項</p> <p>12. 特記事項</p> <p>13. 特記事項</p> <p>14. 特記事項</p> <p>15. 特記事項</p> <p>16. 特記事項</p> <p>17. 特記事項</p> <p>18. 特記事項</p> <p>19. 特記事項</p> <p>20. 特記事項</p> <p>21. 特記事項</p> <p>22. 特記事項</p> <p>23. 特記事項</p> <p>24. 特記事項</p> <p>25. 特記事項</p> <p>26. 特記事項</p> <p>27. 特記事項</p> <p>28. 特記事項</p> <p>29. 特記事項</p> <p>30. 特記事項</p> <p>31. 特記事項</p> <p>32. 特記事項</p> <p>33. 特記事項</p> <p>34. 特記事項</p> <p>35. 特記事項</p> <p>36. 特記事項</p> <p>37. 特記事項</p> <p>38. 特記事項</p> <p>39. 特記事項</p> <p>40. 特記事項</p> <p>41. 特記事項</p> <p>42. 特記事項</p> <p>43. 特記事項</p> <p>44. 特記事項</p> <p>45. 特記事項</p> <p>46. 特記事項</p> <p>47. 特記事項</p> <p>48. 特記事項</p> <p>49. 特記事項</p> <p>50. 特記事項</p> <p>51. 特記事項</p> <p>52. 特記事項</p> <p>53. 特記事項</p> <p>54. 特記事項</p> <p>55. 特記事項</p> <p>56. 特記事項</p> <p>57. 特記事項</p> <p>58. 特記事項</p> <p>59. 特記事項</p> <p>60. 特記事項</p> <p>61. 特記事項</p> <p>62. 特記事項</p> <p>63. 特記事項</p> <p>64. 特記事項</p> <p>65. 特記事項</p> <p>66. 特記事項</p> <p>67. 特記事項</p> <p>68. 特記事項</p> <p>69. 特記事項</p> <p>70. 特記事項</p> <p>71. 特記事項</p> <p>72. 特記事項</p> <p>73. 特記事項</p> <p>74. 特記事項</p> <p>75. 特記事項</p> <p>76. 特記事項</p> <p>77. 特記事項</p> <p>78. 特記事項</p> <p>79. 特記事項</p> <p>80. 特記事項</p> <p>81. 特記事項</p> <p>82. 特記事項</p> <p>83. 特記事項</p> <p>84. 特記事項</p> <p>85. 特記事項</p> <p>86. 特記事項</p> <p>87. 特記事項</p> <p>88. 特記事項</p> <p>89. 特記事項</p> <p>90. 特記事項</p> <p>91. 特記事項</p> <p>92. 特記事項</p> <p>93. 特記事項</p> <p>94. 特記事項</p> <p>95. 特記事項</p> <p>96. 特記事項</p> <p>97. 特記事項</p> <p>98. 特記事項</p> <p>99. 特記事項</p> <p>100. 特記事項</p>





事業用等(定期)点検整備記録簿  
分解整備記録簿

Table with 2 rows and 5 columns: 点検良好, 交換, 調整, 清掃, 分解. Includes symbols like \, x, A, C, O, 修理, Δ, 検定, T, 給油, L.

3 ( )  
12 ( ) + ( )

3 月定期点検整備

Header information table with columns: 依頼者(使用者)の氏名又は名称, 住所, 車名及び型式, 原動機の型式, 初年度登録年又は初年度検査年, 自動車登録番号又は車両番号, 型式指図書番号, 国土交通省番号.

点検の結果及び(分解)整備の概要

(登録は3か月2,000km以下の走行距離によって省略できる項目) ※印の項目は、車両総重量8トン以上または乗車定員30人以上の自動車を対象 ※印の点検は、人の運送の用に供する自動車対象

Main inspection checklist table with categories: ■ステアリング装置, ■ブレーキ装置, ■走行装置, ■サスペンション, ■動力伝達装置, ■電気装置. Includes sub-items like ハンドルの操作具合, ブレーキペダルの遊び, タイヤの空気圧, etc.

Main inspection checklist table with categories: ■エンジン, ■ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置, ■附属装置等, ■高圧ガスを燃料とする燃料装置等, ■日常点検. Includes sub-items like 低速、加速の状態, エアークリーナー、エレメントの汚れ, etc.

Table for exchange parts and maintenance: 交換部品等, 数量, その他点検項目, メンテナンスに関するアドバイス.

Measurement tables for CO, HC concentration, tire tread depth, and brake pad/shoe thickness. Includes columns for front/rear, left/right.

Table for business name, location, and certification number: 事業場名、所在地、認証番号.

Table for inspection date and preparer: 点検の年月日, 整備主任者の氏名, (分解)整備を完了した年月日, (分解)整備時の総走行距離.

事業用等(被審車除く)別表3  
この記録簿は、一年間換行保存して下さい。  
使用者用



点検 良好	✓	分解	○	交換	×	修理	△	調整	A	締付	T	清掃	C	給油(注)	L				
整備 種	I	取付	S	取外	R	測定	K	影響	D	仮金	B	塗装	P	高接	E	研削	G	オイル オイル オイル	OH

事業用等(定期)点検整備記録簿  
(12か月定期点検整備用)  
分解整備記録簿

自動車登録番号 又は車両番号	
車台番号	
型式指定 番号	類別区分 番号

点検の結果及び(分解)整備の概要

(☆印は3か月2,000km以下の走行距離によって省略できる項目) ※印の項目は、車両総重量8トン以上または乗車定員30人以上の自動車を対象。◎印の点検は、人の運送の用に供する自動車を対象。●印の装置には厳しい使用れ方をする車の点検あり

<p>■ステアリング装置 ●</p> <p>ハンドルの操作具 / ハンドルの遊び, がた</p> <p>ステアリング・ギヤ・ボックスのオイルの漏れ</p> <p>ステアリング・ギヤ・ボックスの取付けの緩み</p> <p>☆ロッド, アーム類の緩み, がた, 損傷</p> <p>ロッド, アーム類のボールジョイントのグリス・ブーツの亀裂, 損傷</p> <p>☆ステアリング・ナックルの連結部のがた</p> <p>ホイール・アライメント</p> <p>パワー・ステアリング・ベルトの緩み, 損傷</p> <p>☆パワー・ステアリングのオイルの漏れ</p> <p>☆パワー・ステアリングのオイルの量</p> <p>パワー・ステアリングの取付けの緩み</p> <p>■ブレーキ装置</p> <p>ブレーキ・ペダルの遊び</p> <p>ブレーキ・ペダルの踏み込んだときの床板とのすき間</p> <p>ブレーキの効き具合</p> <p>パーキング・ブレーキレバー(ペダル)の引きしろ(踏みしろ)</p> <p>パーキング・ブレーキの効き具合</p> <p>ブレーキ・ホース, パイプの漏れ, 損傷, 取付状態</p> <p>ブレーキ液の量</p> <p>ブレーキ・マスタ・シリンダの機能, 摩耗, 損傷</p> <p>ブレーキ・ホイール・シリンダの機能, 摩耗, 損傷</p> <p>ブレーキ・ディスク・キャリパの機能, 摩耗, 損傷</p> <p>ブレーキ・チャンパのロッドのストローク</p> <p>ブレーキ・チャンパの機能</p> <p>ブレーキ・バルブ, クイック・リリース・バルブ, リレー・バルブの機能</p> <p>ブレーキ倍力装置のエア・クリーナの詰まり</p> <p>ブレーキ倍力装置の油圧, 気密, チェック・バルブ, リレー・バルブの機能</p> <p>ブレーキ・カムの摩耗</p> <p>ブレーキ・ドラムとライニングとのすき間</p> <p>☆ブレーキ・シューの摺動部分, ラインニングの摩耗</p> <p>ブレーキ・ドラムの摩耗, 損傷</p> <p>バック・プレートの状態</p> <p>☆ブレーキ・ディスクとパッドとのすき間</p> <p>☆ブレーキ・パッドの摩耗</p> <p>ブレーキ・ディスクの摩耗, 損傷</p> <p>センタ・ブレーキ・ドラムの取付けの緩み</p> <p>センタ・ブレーキ・ドラムとライニングとのすき間</p> <p>センタ・ブレーキのライニングの摩耗</p>	<p>センタ・ブレーキ・ドラムの摩耗, 損傷</p> <p>二重安全ブレーキ機構の機能</p> <p>■走行装置</p> <p>☆タイヤの空気圧 / ☆タイヤの亀裂, 損傷</p> <p>☆タイヤの溝の深さ, 異状摩耗 / スペア・タイヤの空気圧</p> <p>ホイール・ナット, ホイール・ボルトの緩み</p> <p>※ホイール・ナット, ホイール・ボルトの損傷</p> <p>リム, サイド・リング, ディスク・ホイールの損傷</p> <p>☆フロント・ホイール・ベアリングのがた</p> <p>リヤ・ホイール・ベアリングのがた</p> <p>■サスペンション ●</p> <p>リーフ・スプリングの損傷</p> <p>リーフ・スプリング, スプリング・ブラケットの取付けの緩み, 損傷</p> <p>リーフ・スプリング, トルク・ロッドの連結部のがた</p> <p>コイル・スプリングの損傷</p> <p>コイル・サスペンションの取付部, 連結部の緩み, がた</p> <p>コイル・サスペンション各部の損傷</p> <p>エア・サスペンションのエア漏れ</p> <p>☆エア・サスペンションのベローズの損傷</p> <p>☆エア・サスペンションの取付部, 連結部の緩み, 損傷</p> <p>エア・サスペンションのレベリング・バルブの機能</p> <p>ショック・アブソーバの損傷, 油漏れ</p> <p>■動力伝達装置 ●</p> <p>クラッチ・ペダルの遊び</p> <p>クラッチ・ペダルの切れたときの床板とのすき間</p> <p>クラッチの作用 / クラッチ液の量</p> <p>☆トランスミッション, トランスファのオイルの漏れ</p> <p>☆トランスミッション, トランスファのオイルの量</p> <p>☆プロペラ・シャフト, ドライブ・シャフトの連結部の緩み</p> <p>ドライブ・シャフトのユニバーサル・ジョイント部のグリス・ブーツの亀裂, 損傷</p> <p>プロペラ・シャフト, ドライブ・シャフトのスプライン部のがた</p> <p>プロペラ・シャフト, ドライブ・シャフトのユニバーサル・ジョイント部のがた</p> <p>プロペラ・シャフト, ドライブ・シャフトのセンタ・ベアリングのがた</p> <p>☆デファレンシャルのオイルの漏れ / ☆デファレンシャルのオイルの量</p> <p>■電気装置</p> <p>☆スタータ・モーターの電圧, 電流, 回転 / 点火時期</p> <p>ディストリビュータのキャップの状態</p> <p>バッテリーのターミナル部の緩み, 腐食</p> <p>電気配線の接続部の緩み, 損傷</p>
--	---

<p>■エンジン ●</p> <p>低速, 加速の状態</p> <p>排気ガスの色 / C.O., H.C.の濃度</p> <p>☆エア・クリーナ・エレメントの汚れ, 詰まり, 損傷</p> <p>シリンダ・ヘッド, マニホールド各部の締付状態</p> <p>エンジン・オイルの漏れ / 燃料漏れ</p> <p>ファン・ベルトの緩み, 損傷 / 冷却水の漏れ</p> <p>■ばい煙, 悪臭のあるガス, 有害なガス等の発散防止装置</p> <p>メタリック・バルブの状態 / プローハイ・ガス還元装置の配管の損傷</p> <p>燃料蒸発ガス排出抑制装置の配管等の損傷</p> <p>チャコール・キャニスタの詰まり, 損傷</p> <p>燃料蒸発ガス排出抑制装置のチェック・バルブの機能</p> <p>触媒等の排出ガス減少装置の取付けの緩み, 損傷</p> <p>二次空気供給装置の機能 / 排気ガス再循環装置の機能</p> <p>減速時排気ガス減少装置の機能</p> <p>一酸化炭素等発散防止装置の配管の損傷, 取付状態</p> <p>■附属装置等</p> <p>ホーン作用 / ワイパ作用</p> <p>ウインドウォッシャ作用 / デフロスタ作用</p> <p>ハンドルロック装置作用</p> <p>☆エキゾーストパイプ, マフラの取付けの緩み, 損傷, 腐食</p> <p>☆遮熱板の取付けの緩み, 損傷, 腐食</p> <p>マフラの機能 / エア・タンクの凝水</p> <p>エア・コンプレッサの機能</p> <p>プレッシャ・レギュレータ, アンローダ・バルブの機能</p> <p>非常口の扉の機能 / フレーム, ボデーの緩み, 損傷</p> <p>連結装置のカブラの機能, 損傷</p> <p>連結装置のピントル・フックの摩耗, 亀裂, 損傷</p> <p>◎シート・ベルトの損傷, 作用</p> <p>開扉発車防止装置の機能 / シャン各部の給油脂状態</p> <p>■高圧ガスを燃料とする燃料装置等</p> <p>パイプ, ジョイント部のガス漏れ, 損傷</p> <p>ガス・ボンベ取付部の緩み, 損傷</p>	<p>■日常点検</p> <p>バッテリー液の量 / 冷却水の量</p> <p>エンジン・オイルの量 / エンジンのかかり具合, 異音</p> <p>ヘッドランプ, ストップ・ランプ</p> <p>ウインカランプ等の点灯, 汚れ, 損傷</p>
---	--

<p>■交換部品等</p> <p>数量</p>	<p>■メンテナンに関するアドバイス</p> <p>ホイール取付後の走行による初期なしみにより 締付力が低下しますので50km走行を自安に ホイール・ボルト・ナットの増し締めを行って下さい。</p>
-------------------------	---

<p>■交換部品等</p> <p>数量</p>	<p>■メンテナンに関するアドバイス</p> <p>ホイール取付後の走行による初期なしみにより 締付力が低下しますので50km走行を自安に ホイール・ボルト・ナットの増し締めを行って下さい。</p>
-------------------------	---

事業用等被覆引車除く別表3

この記録簿は、一年間携行保存して下さい。

タイヤの溝の深さ(1.6mm以上)				ブレーキパッド, ラインニングの厚さ			
前輪	左	前	mm	前	左	前	mm
	後	右	mm		後	右	mm
後輪	左	前	mm	後	左	前	mm
	後	右	mm		後	右	mm

事業場名, 所在地, 認証番号	整備主任者の氏名 (検査員に同じ)	点検実施者名	作業担当者名
点検の年月日	(分解)整備を完了した年月日	(分解)整備時の総走行距離	km
年 月 日	年 月 日		

使用者用

■検査機器等による検査

前	前	右	左	軸重	左右差	力	前	右	左	照	灯	前	右	霧	灯	前	右	音	器
前	前	右	左	軸重	左右差	力	取	付	高	さ	cm	cm	cm	cd	cd	cd	cd	cd	cd
軸	軸	軸	軸	軸重	左右差	力	光	軸	度										
後	後	後	後	軸重	左右差	力	軸	度											
軸	軸	軸	軸	軸重	左右差	力	軸	度											
手	手	手	手	軸重	左右差	力	軸	度											
計	計	計	計	軸重	左右差	力	軸	度											
走	走	走	走	軸重	左右差	力	軸	度											
行	行	行	行	軸重	左右差	力	軸	度											
テ	テ	テ	テ	軸重	左右差	力	軸	度											
ス	ス	ス	ス	軸重	左右差	力	軸	度											
ト	ト	ト	ト	軸重	左右差	力	軸	度											
等	等	等	等	軸重	左右差	力	軸	度											
の	の	の	の	軸重	左右差	力	軸	度											
方	方	方	方	軸重	左右差	力	軸	度											
法	法	法	法	軸重	左右差	力	軸	度											
と	と	と	と	軸重	左右差	力	軸	度											
結	結	結	結	軸重	左右差	力	軸	度											
果	果	果	果	軸重	左右差	力	軸	度											

■目視等による検査

構	造	装	置
①	最低地上高	①	原動機及び動力伝達装置
②	最大安定傾斜角度	②	走行装置
③	最小回転半径	③	操縦装置
④	①	④	制動装置
⑤	②	⑤	緩衝装置
⑥	③	⑥	燃料装置及び電気装置
⑦	④	⑦	車輪及び車体
⑧	⑤	⑧	連結装置
⑨	⑥	⑨	乗車装置及び物品積載装置
⑩	⑦	⑩	前面ガラスその他の窓ガラス
⑪	⑧	⑪	騒音防止装置
⑫	⑨	⑫	ばい煙等の発散防止装置
⑬	⑩	⑬	灯火装置及び反射器
⑭	⑪	⑭	警報装置
⑮	⑫	⑮	指示装置
⑯	⑬	⑯	視野を確保する装置
⑰	⑭	⑰	走行距離計その他の計器
⑱	⑮	⑱	防火装置
⑲	⑯	⑲	内圧容器及びその附属装置
⑳	⑰	⑳	その他

■自動車検査証、抹消登録証明書又は自動車検査証返納証明書の記載事項との照合

自動車の種類	用途	車体の形状	車名	型式	乗車定員	最大積載量
普通・小型・軽・大特	乗・貨・乗・特・乗・物・合・特	箱型・キャブオーバーハブ・バン・ダンプ			人	kg
車両重量	車両総重量	長さ	高さ	燃料の種類	その他	
kg	kg	cm	cm	ガソリン・軽油		
				L P G ・その他		

■依頼者の氏名等

受付年月日	年月日	初度登録年月又は初度検査年月
依頼者(使用者)の氏名又は名称		年 月 日
住所		検査の年月日
(備考)		年 月 日
		自動車検査員の氏名
		保安基準適合証及び保安基準適合標章の番号
		保安基準適合標章交付
		有・無
		限定保安基準適合証の番号

(日本工業規格A列3番)



自家用乗用車等・別表6

要注  
取付  
取外  
指定  
程度  
検査  
検査  
全  
送検  
送検  
添付  
添付  
用紙  
用紙  
OH

この記録簿は、二年間携行保存して下さい。

使用者用

依頼者（使用者）の氏名又は名称	車名及び型式	自動車登録番号 又は車両番号
住所	原動機の型式	車台 番号
	初年度登録年又は 初年度検査年	型式指定 番号
		識別区分 番号

自家用乗用等(定期)点検整備記録簿  
分解整備記録簿

1年(□) 2年(□+□) 年定期点検整備

(☆印は1年5,000km以下  
の走行距離によって省略できる項目)  
(★印は2年10,000km以下)

点検 良好	交換	調整	A	清掃	C
分解	修理	補付	T	給油(水)	L

点検の結果及び(分解)整備の概要  
●印は1年点検の範囲しいずれ方をした場合のメーカーの指定する項目

### エンジン・ルーム点検

■パワー・ステアリング

- ベルトの緩み、損傷
- ★取付けの緩み
- オイルの漏れ
- オイルの量

■冷却装置

- ファンベルトの緩み、損傷
- 冷却水の漏れ

■点火装置

- ☆スパークプラグの状態 (白金プラグ、イリジウム・プラグは点検省略可)
- 点火時期
- ディストリビュータのキャップの状態

■燃料装置

- 燃料漏れ

■バッテリー、電気配線

- ターミナル部の緩み、腐食
- 電気配線の接続部の緩み、損傷

■公害発散防止装置等

- メタリングバルブの状態
- フローバイパス還元装置の配管の損傷
- 燃料蒸発ガス排出抑止装置の配管等の損傷
- 燃料蒸発ガス排出抑止装置のチェック・バルブの機能
- チャコール・キャニスタの詰まり、損傷
- 触媒等の排出ガス減少装置の取付けの緩み、損傷
- 二次空気供給装置の機能
- 排気ガス再循環装置の機能
- 減速時排気ガス減少装置の機能
- 一酸化炭素等発散防止装置の配管の損傷、取付状態

■エンジン

- 排気ガスの色
- CO、HCの濃度
- ☆エアークリーナー・エレメントの汚れ、詰まり、損傷

### 室内点検

■ハンドル

- 操作具合
- 遊び、がた

■パーキング・ブレーキレバー(ペダル)

- 引きしろ(踏みしろ)
- パーキング・ブレーキのきき具合

■ブレーキ・ペダル

- 遊び
- 踏み込んだときの床板とのすき間
- ブレーキのきき具合

■クラッチ・ペダル

- 遊び
- 切れたときの床板とのすき間

### 足廻り点検

■かじ取り車輪

- ★ホイール・アライメント

■ホイール

- ☆タイヤの空気圧
- ☆タイヤの亀裂、損傷
- ☆タイヤの溝の深さ、異状摩耗
- スペア・タイヤの空気圧

■ショック・アブソーバ

- 損傷、油漏れ

■サスペンション

- 取付部、連結部の緩み、がた
- 各部の損傷

■ブレーキのマスターシリンダ、ホイールシリンダ、ディスク・キャリパ

- マスターシリンダの液漏れ
- ホイールシリンダの液漏れ
- ディスク・キャリパの液漏れ
- マスターシリンダの機能、摩耗、損傷
- ホイールシリンダの機能、摩耗、損傷
- ディスク・キャリパの機能、摩耗、損傷

■ブレーキ・ディスク、ドラム

- ☆ディスクとハットとのすき間
- ☆ブレーキ・パッドの摩耗
- ディスクの摩耗、損傷
- ☆ドラムとライニングとのすき間
- ☆ブレーキ・シューの振動部分、ライニングの摩耗
- ドラムの摩耗、損傷

### 下廻り点検

■エンジン・オイル

- 漏れ

■ブレーキ・ホース、パイプ

- 漏れ、損傷、取付状態

■ステアリング・ギヤ・ボックス

- ★取付けの緩み

■エキゾースト・パイプ、マフラ

- ☆取付けの緩み、損傷、腐食
- ☆遮熱板の取付けの緩み、損傷、腐食
- マフラの機能

■ステアリングのロッド、アーム類

- ★緩み、がた、損傷
- ボール・ジョイントのタスト・ブーツの亀裂、損傷

■トランスミッション、トランスファ

- ☆オイルの漏れ
- ☆オイルの量

### 外廻り点検

■デファレンシャル

- ★オイルの漏れ
- ★オイルの量

■フレーム、ボデー

- 緩み、損傷

### 日常点検

- ブレーキ液の量
- バッテリー液の量
- 冷却水の量
- エンジン・オイルの量
- エンジンのかかり具合、異音
- 低速、加速の状態
- ヘッドランプ、ストップランプ、ウインカーランプ等の点灯、消灯、損傷
- ウインド・ウォッシュ・液の量、噴射状態
- ワイハの拭き取り状態

●CO、HC濃度 (アイドリング時)

CO	%
HC	ppm

●タイヤの溝の深さ (1.6mm以上)

●ブレーキ・パッド、ライニングの厚さ

前輪	左	mm	右	mm
後輪	左	mm	右	mm
前輪	左	mm	右	mm
後輪	左	mm	右	mm

事業場名、所在地、認証番号

点検の年月日

年月日

(分解)整備を完了した年月日

年月日

整備主任者の氏名

(分解)整備時の総走行距離

km



点検良好	✓	分解	○	交換	×	修理	△	調整	A	挿付	T	清掃	C	給油	L					
点検	I	取付	S	取外	R	調整	K	脱着	D	振盪	B	塗装	P	清掃	E	評価	G	オイル	オイル	OH

自家用乗用等(定期)点検整備記録簿  
(2年定期点検整備用)  
分解整備記録簿

点検の結果及び(分解)整備の概要 (☆印は1年5,000km以下、★印は2年10,000km以下の走行距離によって省略できる項目) ●印の装置には厳しい使用れ方をする車の点検あり

自動車登録番号  
又は車両番号

車台番号

型式指定番号


類別区分番号

自家用乗用車等別表6

### エンジン・ルーム点検

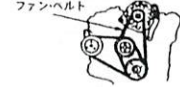
#### ■パワーステアリング

- ベルトの緩み、損傷
- ★取付けの緩み
- オイルの漏れ
- オイルの量




#### ■冷却装置

- ファン・ベルトの緩み、損傷
- 冷却水の漏れ




#### ■点火装置

- ☆スパーク・プラグの状態 (白金プラグ、イリジウム・プラグは点検省略可)
- 点火時期
- ディストリビュータの状態



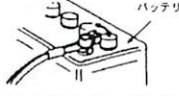
#### ■燃料装置

- 燃料漏れ



#### ■バッテリー、電気配線

- ターミナル部の緩み、腐食
- 電気配線の接続部の緩み、損傷

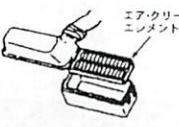


#### ■公害発散防止装置等

- メーターリングバルブの状態
- ブローバイ・ガス還元装置の配管の損傷
- 燃料蒸発ガス排出抑制装置の配管等の損傷
- 燃料蒸発ガス排出抑制装置のチェックバルブの機能
- チャコールキャニスタの詰まり、損傷
- 触媒等の排出ガス減少装置の取付けの緩み、損傷
- 二次空気供給装置の機能
- 排気ガス再循環装置の機能
- 減速時排気ガス減少装置の機能
- 一酸化炭素等発散防止装置の配管の損傷、取付状態

#### ■エンジン

- 排気ガスの色
- CO、HCの濃度
- ☆エアクリーナ・エレメントの汚れ、詰まり、損傷



### 室内点検

#### ■ハンドル

- 操作具合
- 遊び、がた

#### ■ブレーキ・ペダル

- 遊び
- 踏み込んだときの床板とのすき間
- ブレーキのきき具合



### 足廻り点検

#### ■かじり取り車輪

- ★ホイール・アライメント

#### ■ホイール

- ☆タイヤの空気圧
- ☆タイヤの亀裂、損傷
- ☆タイヤの溝の深さ、異状摩耗
- ☆ベア・タイヤの空気圧
- ☆ナット、ボルトの緩み
- ★フロント・ホイール・ベアリングのがた
- ★リヤ・ホイール・ベアリングのがた

#### ■ショック・アブソーバ

- 損傷、油漏れ

#### ■サスペンション

- 取付部、連結部の緩み、がた
- 各部の損傷

#### ■ブレーキのマスター・シリンダ、ホイール・シリンダ、ディスク・キャリパ

- マスター・シリンダの液漏れ
- ホイール・シリンダの液漏れ
- ディスク・キャリパの液漏れ
- マスター・シリンダの機能、摩耗、損傷
- ホイール・シリンダの機能、摩耗、損傷
- ディスク・キャリパの機能、摩耗、損傷




### 下廻り点検

#### ■エンジン・オイル

- 漏れ

#### ■ブレーキ・ホース、パイプ

- 漏れ、損傷、取付状態

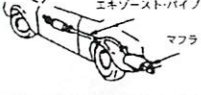


#### ■ステアリング・ギヤ・ボックス

- ★取付けの緩み

#### ■エキゾースト・パイプ・マフラ

- ★取付けの緩み、損傷、腐食
- ☆過熱部の取付けの緩み、損傷、腐食
- マフラの機能




#### ■ステアリングのロッド・アーム類

- ★緩み、がた、損傷
- ボール・ジョイントのグリス・ブーツの亀裂、損傷

#### ■トランスミッション・トランスファ

- ★オイルの漏れ
- ★オイルの量



### 外廻り点検

#### ■デファレンシャル

- ★オイルの漏れ
- ★オイルの量



#### ■フレーム、ボデー


- 緩み、損傷

### 日常点検

- ブレーキ液の量
- バッテリー液の量
- 冷却水の量
- エンジン・オイルの量
- エンジンのかかり具合、異音
- 低速、加速の状態
- ヘッドランプ、ストップランプ、ウインカーランプ等の点検、汚れ、損傷
- ウィンドウォッシュ液の量、噴射状態
- ワイパーの拭き取り状態

#### ■プロペラシャフト、ドライブシャフト

- ★連結部の緩み
- ドライブシャフトのユニバーサルジョイント部のグリス・ブーツの亀裂、損傷



タイヤの溝の深さ (1.6mm以上)	前輪	左	mm	右	mm
	後輪	左	mm	右	mm
ブレーキパッド、 ライニングの厚さ	前輪	左	mm	右	mm
	後輪	左	mm	右	mm

事業場名、所在地、認証番号

整備主任者の氏名 (検査員に同じ)

点検実施者名

作業担当者名

点検の年月日

(分解)整備を完了した年月日

(分解)整備時の総走行距離 km

使用者用

この記録簿は、二年間携行保存して下さい。

■検査機器等による検査

軸	右	左	設置単位(N・kg)		前	右	左	前部霧灯	警告器	構造
			軸重	左右差						
前			N (kg)	N (kg)	取付高さ	走行用・すれ違い灯	速度計の誤差	聴感・テスト	① 最低地上高	
			N (kg)	N/kg (%)	cm		+	聴感・テスト	② 最大安定傾斜角度	
軸			N (kg)	N/kg (%)	下		指示針の振れ	排気騒音	③ 最小回転半径	
			N (kg)	N/kg (%)	cm		km/h	聴感・テスト	④ 原動機及び動力伝達装置	
後			N (kg)	N/kg (%)	左・右		速度表示灯の誤差	C O	⑤ 操縦装置	
			N (kg)	N/kg (%)	cm		+	H C	⑥ 走行装置	
軸			N (kg)	N/kg (%)	主×100		タイヤの振れ	4〜・2〜・特殊	⑦ 緩衝装置及び電気装置	
			N (kg)	N/kg (%)	副×100		良・否	ppm	⑧ 燃料装置及び車体	
手動			N (kg)	N/kg (%)	副×100		サイド・スリップ	黒煙・粒子状物質	⑨ 連結装置及び物品積載装置	
			N (kg)	N/kg (%)	副×100		イン・アウト	測定・テスト	⑩ 乗重装置及び物品積載装置	
走行テスト等の方法と結果			N (kg)	N/kg (%)	副×100		度	%	⑪ 前部ガラスその他の窓ガラス	
			N (kg)	N/kg (%)	副×100		度	%	⑫ 騒音防止装置	

■目視等による検査

構造	装置
① 最低地上高	① 騒音防止装置
② 最大安定傾斜角度	② ばい煙等の発散防止装置
③ 最小回転半径	③ 灯火装置及び反射器
④ 原動機及び動力伝達装置	④ 警報装置
⑤ 操縦装置	⑤ 指示装置
⑥ 走行装置	⑥ 視野を確保する装置
⑦ 緩衝装置及び電気装置	⑦ 走行距離計その他の計器
⑧ 燃料装置及び車体	⑧ 防火装置
⑨ 連結装置及び物品積載装置	⑨ 内圧容器及びその他の付属装置
⑩ 乗重装置及び物品積載装置	⑩ その他
⑪ 前部ガラスその他の窓ガラス	
⑫ 騒音防止装置	
⑬ ばい煙等の発散防止装置	
⑭ 灯火装置及び反射器	
⑮ 警報装置	
⑯ 指示装置	
⑰ 視野を確保する装置	
⑱ 走行距離計その他の計器	
⑲ 防火装置	
⑳ 内圧容器及びその他の付属装置	
㉑ その他	

■自動車検査証抹消登録証明書又は自動車検査証納納証明書の記載事項との照合

自動車の種類	用途	車体の形状	車名	型式	乗車定員	最大積載量
普通・小型・軽	乗用・貨物・特種	箱型・ステーションワゴン・バン			人	kg
車両総重量	原動機の種類	長さ	高さ	燃料の種類	ガソリン・軽油	その他
kg	kg	cm	cm	L P G ・その他		

■依頼者の氏名等

受付年月日	年 月 日	初度登録年月又は初度検査年月	年 月 日
依頼者(使用者)の氏名又は名称	所	検査の日	年 月 日
住所		自動車検査員の氏名	
(備考)		保安基準適合証及び保安基準適合台帳の番号	保安基準適合台帳番号 交付
		限定保安基準適合証の番号	有・無

(日本工業規格A列3第)



必要部品及び修理要領明細書

発注依頼番号

契約番号

物品番号

品名 (型式)

一連番号

適用技術指令書

会社名

監督官名

確認年月日

NO

発刊

年

月

日

印

印

注：適用技術図書は本表に作成しようとしたT.O (日付を含む)のみ記載する。











### 官給部品使用明細書作成要領

1 官給部品使用明細書作成要領（以下、「明細書」という。）は、契約書の官給部品表に記載されている品目ごとに作成し監督官の確認を得るものとする。

2 様式は、別紙様式第6とし（1頁目はその1、2頁目はその2を使用）記入要領は次による。

- (1) 「提出会社」  
契約相手方の会社名を記入する。
- (2) 「作成者」  
契約書に記載された代表者名を記入する。
- (3) 「提出番号」  
同一の契約における提出回数を記入する。
- (4) 「頁」  
頁番号及び総頁数を記入する。
- (5) 「発注依頼番号」「契約品名」「契約番号（年月日）」  
契約書に記載された発注請求番号、契約品名、契約番号及び契約年月日を記入する。
- (6) 「明細書作成対象品名・数量」  
官給部品表記載された品名のうち、当該明細書作成の対象とした品名及び数量を記入する。
- (7) 「項目番号」  
表に記入する官給部品について一連の番号を記入する。
- (8) 「物品番号」「部品番号」「品名」「単位」「単価」  
官給部品表に記載されていない場合は担当者にお問い合わせたうえ記入する。
- (9) 「数量」  
当該契約のうち対象品目に使用した官給部品の数量を記入する。
- (10) 「金額」  
数量×単価で算出した金額を記入する。
- (11) 「備考」  
その他、参考となる事項を記入する。





頁	考												
	備												
	額												
	金												
	価												
	単												
	数												
	量												
	単												
	位												
	名												
	品												
	呼												
	稱												
	品												
	部												
	呼												
	稱												
	品												
	物												
	呼												
	稱												
	物												
	目												
	呼												
	稱												



## 修理不能品発生（見込）報告書

航空自衛隊  
 部隊名  
 契約担当官殿

住 所  
 会 社 名  
 代表者名 印

発注依頼番号		数 量	
契 約 番 号		金 額	
契 約 年 月 日		納 期	
品 名			

上記契約については、修理限度額超過が見込まれますので、指示されたく報告します。

監督官確認  
 年 月 日  
 階 級  
 氏 名 印

